



(第二六二八号) は、本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三四号)

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第三五号)

職業訓練法の一部を改正する法律案 (内閣提出第五五号)

○木野委員長 これより会議を開きます。

委員派遣承認申請に関する件についてお諮ります。

実情調査のため、議長に対し、委員派遣の承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。なお、派遣の日時、派遣委員の人選、派遣地等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大橋敏雄君。勤労者財産形成法と言えば、運動して思い出される言葉は小さく産んで大きく育てるということです。なるほど昭和四十六年、財産形成法を創設しようということで国会で論議したころ

は、高度成長期でもあつたし、あるいは人手不足の時代でもあつた。また賃金水準もかなり向上したという状況下にあつたわけです。ところが、現在の社会経済環境というものは一転しまして、きわめて厳しい状況にあります。御承知のとおりに長期不況ということから、企業にありますても労働者福祉どころではない。また事業を支えるだけで精いっぱいだというような状況のもとにあります。勤労者の立場からも、企業の倒産等で失業の不安が常につきまとっている。このような状況下で今回の財形法の改正が行われるわけでございますが、私は、この勤労者財産形成法の基本的な理念といいますか、勤労者の財産形成のための自己努力に対しまして、国や事業主が積極的にこれを援助して、勤労者の財産形成を促進させようというのがその理念であったかと思うのでございますが、この考え方について変わりはないのかどうかということを、まず確認をとつておきたいと思います。

○藤井国務大臣 御指摘のように、この財形法が制度化した当時の日本の経済社会情勢というのには、いわゆる高度成長を背景とした情勢でございまして、そういう面からいいますと、経済的に恵まれたときに生まれた、こういうことがあります。それから現在の厳しい環境に入り込んでおられますけれども、そのような環境の変化にかかわらず、勤労者財産形成促進の理念は昭和四八年の答申において、その理念が明確にされたわけでございまして、勤労者の自主努力を国と事業主がバツクアップして、そして勤労者のいわゆる資産形成を充実していく、こういう考え方、これは微動だにしない。幾ら困難な客觀情勢であつても、これを貫き通していくといふ考え方でございまして、勤労者の賃金水準は欧米並みに相当改善をされきましたけれども、いわゆる資産ストックの面においてはまだ非常に十分でない。したがつて、いわゆるストックを充実させる、こういったことによつて基本理念に基づいて今後もひとつ充実、整備していく、こういう考え方で貫きたい。

○大橋委員 基本的な理念は少しも変わっていません。ただ、このことであるならば、私は今回の改正案の内容を見ていますと、当初、労働省が改正に当たりまして基本問題懇談会の研究成果を踏まえて、いわゆる労働省改正原案として考へていたものとは大きく後退した内容となつてます。これは残念でならないわけです。この財形法の維持発展のために必然的に改善を加えなければならぬ問題が取り上げられていましたが、かわらず、これは後退している。これはいかなる理由で後退したのか、説明を願いたい。

○桑原政府委員 私ども、今回の財形法案の具体的な案を練ります場合につきましては、四十六年の基本理念あるいは、その後の審議会のいろいろな経過を踏まえて案をつくったわけでございました。私どもが今回特に改正のポイントに置きましたのは、事業主のいろいろな援助と申しますか、そういう点が必ずしも十分でなくて資産形成がおくれているという面が一つござります。もう一つは、財形貯蓄が相当の額にたまつてしまつたけれども、その還元融資的な仕組みというものが十分でない。こういう点が二つの柱でござります。もう一点は、私ども原案に盛つておりましたのは、財形貯蓄について税制上のいろいろなインセンティブをもう少しうやしたいということを考えております。ただ、この問題につきましては、ございまして、勤労者の高齢化、ライフサイクルのニーズに応するためのいわゆる結婚資金の融資あるいは社内預金の財形貯蓄への移行、定年退職後の継続措置は見送られているということであつて、きわめて残念でならないわけでございますが、この点について、一体どういうわけで、このように全滅させられるようなかつこうになつたのか、もう一度答弁を願いたいと思います。

○森説明員 ただいま労働基準局長から御説明申し上げましたように、当初の原案におきましては財形貯蓄につきまして、特に中高年齢者についての枠の引き上げでござりますとか、定年退職者についての退職後における利子の非課税措置の継続でござりますとか、また社内預金から財形貯蓄への切りかえにつきましての減税措置の継続の問題でありますとか、さらに結婚融資というようなものもあわせて検討したことは、御指摘のとおりいかなければならぬという考え方を持つております。

すけれども、今回の改正においては、そういう二点について最重点を置いて今回の御提案をいたしました。この労働省の改正原案には四つの柱が立つていたはずです。その一つは、財形貯蓄制度の改善、いわゆる税制上の改善問題ですね。二つには、財形の給付金と同助成金制度の拡充、また財形基金制度の創設、財形融資制度の拡充といふものであつたはずです。基金の新設だとか、あるいは給付金に対する助成金あるいは交付範囲の拡大、還元融資の対象拡大等を見れば、いわば財形制度の基本線をたどつていてこと、これは間違いないと思いますが、それにいたしましても今回の内容は、勤労者の実態的な実情といいますか、それに対しては目をつぶつているのではないかと思われるを得ない向きがあります。

と申しますのは、財形基金は改正案の中に具体的な内容であります。勤労者の実態的な実情といいますか、それに対しては目をつぶつているのではないかと思われるを得ない向きがあります。

勤労者の高齢化、ライフサイクルのニーズに応するためのいわゆる結婚資金の融資あるいは社内預金の財形貯蓄への移行、定年退職後の継続措置は見送られているということであつて、きわめて残念でならないわけでございますが、この点について、一体どういうわけで、このように全滅させられるようなかつこうになつたのか、もう一度答弁を願いたいと思います。

○森説明員 ただいま労働基準局長から御説明申し上げましたように、当初の原案におきましては財形貯蓄につきまして、特に中高年齢者についての枠の引き上げでござりますとか、定年退職者についての退職後における利子の非課税措置の継続でござりますとか、また社内預金から財形貯蓄への切りかえにつきましての減税措置の継続の問題でありますとか、さらに結婚融資というようなものもあわせて検討したことは、御指摘のとおりいかなければならぬという考え方を持つております。

しかししながら、特に財形貯蓄につきましては、

とにかく現在の財形制度の現状が、問題点といったことは、やはり貯蓄はとにかく伸びておる。ところが事業主に対する援助の制度でありますとか、あるいは財形貯蓄を原資とします融資制度の還元の状況がまことにふるわないといふところに、どうも基本的な問題がございまして、そのほか御承知のような財政状況でございまして、減税措置の拡充そのものについて非常に厳しい環境でございましたし、また現在の経済情勢から、貯蓄の奨励もさることながら当面は国内の消費需要の拡大が必要でなかろうかというふうな問題もございましたし、さらに財形貯蓄の枠の拡大につきましては、ほかのマル優制度その他の一般の非課税枠との関係についてバランスも考えなければならぬというようなこともございまして、今回の改正におきましては財形貯蓄面での特に税制上の優遇措置の拡大は見送らざるを得なかつたということをございます。

しかしながら、貯蓄そのものに対する優遇の改善ということは、われわれもなお今後とも努力すべきだと思つておりますので、また機会をとらえまして、いろいろ検討してまいりたいというふうに考えております。

○大橋委員 要するに、税制の状況や国民経済の状況等から、今回はその主眼を事業主援助制度及び融資制度の拡充に置いたということだろうと思うのですが、われわれが情報を探りました上においては、これは大蔵省がいまも減税ばかりならぬというかたくなな態度から、とうとう見送らざるを得ないとということのようであります。これはやはり問題だと思います。

財政の均衡は、中期的に対処すべきだうと私は思うのですが、当面は個人消費の喚起が景気浮揚の重要課題とされまして、減税が必要だとの客観情勢もあることは御承知のとおりであります。ましてや財形制度は、勤労者の自主的、積極的な社会保障としての性格や、あるいは一面はインフレ阻止性を勘案できるわけでございまして、そういうものを考えて、いきますと財形貯蓄の税制上の

○藤井国務大臣 優遇措置の改善などは何も反対される理由はないと私は思うわけでございます。結論的に財形制度の理念、その重要性に対する認識がきわめて不十分ではないか。十分にその認識が徹底されていなければいいということであろうと私は思うのです。要するに、この財形の理念とその重要性に対する知識と関心の向上に労働省としては全力を擧げるべきではないかと私は思うのです。これについてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○藤井国務大臣 御指摘の点は全く同感でございまして、われわれも今後、財形審議会、こういった場を通じて御指摘の点を、われわれ労働省といふところだけでは解決ができませんので、御指摘のような大蔵省を中心とした全体的な財形制度の理念が後退しないように、着実に漸進的に推進していくということに対しても全力を尽くしたい、このよううに考えております。

○大橋委員 結論的に申し上げますと、労働省原案に盛り込まれていたあの内容と、いうものは、あきらめたわけじゃないんですね。必ずその方向で実現するよう努力していくということですな。

○藤井国務大臣 御指摘のとおりでございます。

○大橋委員 老齢化社会への急速な進展と社会保障の充実は一体不可分の関係にあると思います。特に年金、医療制度の改善が急務とされている今日でございますが、これらは社会保障の充実、いわゆる高福祉、高負担などと言われているわけでございますが、そのような推移の中において財形制度の位置づけをどう考えておられるのか。この点をお尋ねしておきたいと思います。

○藤井国務大臣 御承知のごとく、今後の日本の人口構造というのが、いわゆる高齢者社会に入つておるわけでございまして、そういう面からいいまして公的なパックアップによっての社会保険制度という、これが老後の生活の安定保障のために必要でありますけれども、ただそれだけでなく、やはりみずからの方で老後に備えるという自主的努力というものを主軸にして、それに國や、あるいは勤労者であれば事業主、こういった

まさに私は車の両輪として日々相まって高齢者社会の老後の保障に備えるべきだ、このように考へておりますが、それはいわゆる強制貯蓄というようになりますが、それには確かにあります。しかし、それが増大されていくわけでござつこうになるわけですね。

両輪としてバランスをとっていく、こういったことを踏まえながらも、考え方としてはいま申しましたような考え方を選ぶべきではないか、こう思ふのであります。

○大橋委員 時間が限られておりますので次に移ります。

持ち家融資制度に関して、財形法の制度上は財形貯蓄残高の三分の一までは財形融資の原資として調達できることとなつてはいるわけでござりますが、実績はきわめて伸びていない。その原因は一体何なのかということが一つ。

それから雇用促進事業団あるいは勤住協などの関係団体が一緒になって、勤労者住宅のあり方と合理的な財形住宅の標準タイプを研究する必要があるのじやないかという声があるわけでございますが、この点についての御見解を承りたい。

○森説明員 先生御指摘のとおり財形貯蓄はすでに一兆六千億あるいは八千億というところまで、きわめて順調な伸びを示しておりますのに対しまして、これを原資とする持ち家融資につきましては、これまでの実績は総計で三百億程度の貸し出しになつておりますが、法律上三分の一までは還元できるとなつておる関係からも、融資還元の面での実績はまことにふるわないとすることは御指摘のとおりでございます。

そこで、この原因でございますが、いろいろのことがありえられますけれども、この持ち家融資が始まりましたのが、ちょうどオイルショックとぶつかりまして、その後の経済環境の悪い時期に差しかかりまして、なかなか融資の面でも阻害的な要因があつたということをございますし、それから何分にも、まだ新しい制度でございまして、融資制度の内容等のPRも十分に行き届いておりませんし、いろいろな問題があつかかと思います。また制度面におきましても、なおいろいろ工夫の余地があるよう見受けられまして、そういう点も含めまして、今回の改正案におきましては特に持ち家融資制度の拡充ということを最重点の一つ

に改善を図つたわけでございます。

その改善の内容でござりますが、一つには、特に個人融資につきましては融資限度額を二倍から三倍に引き上げるということでありますとか、あるいは融資のための資格要件につきまして、やや厳し過ぎた面を緩和するとか、それから特に、これまで勤労者住宅協会が民間の勤労者向けてのみ分譲をやつておりますのを公務員にも行えるようになりますとか、そのほか公務員につきましては、これまで財形貯蓄だけはやつておりますけれども、これまで財形貯蓄だけはやつておりますけれども、融資還元の面が不十分でございますので、この点についての制度の障害を除くための数点の改善を行うとか、いろいろ配慮しておるわけでございます。

○大橋委員

要するに住宅政策と土地対策は不可

分の関係にあるわけでございますが、これに対する対応がますかつたということ。また先ほど申し上げましたように、雇用促進事業団や勤住協など、こうした関係団体が相協力して勤労者住宅のあり方あるいは合理的な財形住宅の標準的タイプを研究する、こういうことにまだ力が注がれていなかつたという問題だらうと思うわけです。これは大いに反省していただいて前進の要素にしていただきたいと思います。

次に、教育融資でございますけれども、進学融資といえども、その合理的な範囲があると考えます。融資の対象となる進学にはどのようなものを考へておるのか、お尋ねしたい。また融資条件と金利は何%にする考へんなのか、これもあわせて、お伺いしたいと思います。

○森説明員

進学融資の対象となる教育施設の範囲につきましては、これから固めてまいるところでございますが、一応高等学校、大学または高等専門学校、その他の教育施設を対象に考えたいと申します。その場合、その他の教育施設といふことでございます。その場合、その他の教育施設といつしましては、たとえば専修学校、各種学校等のうち専門的知識を必要とする職業につくために必要な教育施設といふものも考えておりま

えております。

なお、融資条件でございますが、これは財形貯蓄を実施しておる勤労者に貸すことによつてしまつて、貯蓄残高の三倍、限度額三百万ということです。貯蓄のための金額を三倍に引き上げることでありますとか、あることは当然でございますが、この負担は拠出金と別途に事業主がもつばら負担してもらうとい

す。そこで、次の五十年に再度、財形法の改正法案を提出します際に、どうも運用方法が同じであつては給付金制度と実質的に何も違わないじゃないか。事改めて給付金制度と並んで基金制度を提案する理由もないのじやないかということで、こちらの側の発意で基金制度を落としまして、給付金制度だけについて法案の内容として国会で御審議いたいたわけでございます。

しかしながら、今回御提案しております基金制度は、運用の面において、いまの給付金制度とは大幅に違っております。給付金制度は現在、信託と生命保険、類型としましてはこの二種類しかないのでございますが、今回の基金制度は、それ以外に預貯金あるいは公社債の購入、金融債の購入というようなことでございまして、都市銀行、地方銀行あるいは労働金庫その他も取扱機関になりますし、また長期信用銀行、証券会社等も取り扱えるということで、取り扱える金融機関の範囲が非常に広がりまして、同時に取り扱える商品の範囲も広がつておるということで、前回の基金制度とは大きく違つたものになつておるわけでございます。

○森説明員

そのとおりでございます。

○大橋委員

では次に移ります。

給付金制度は現行どおりであるわけでございますが、今回、助成金の交付対象については、従来の百人以下を三百人以下に拡大し、助成率三%。従来の五%、一〇%の助成率と交付対象は据え置かれたわけでございます。今回の改正案で一つの目玉となつておるのは財形基金でございますが、これは四十九年廃案となつた当時の改正案の内容

では、事業主が拠出したものを労使の代表が自由に運用して七年後に従業員に元利を給付する、こういう内容になつておると思うのですが、その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○森説明員

財形基金制度と申しますのは、御指摘のとおり四十九年に国会に提出いたしまして参議院段階で廃案になりました案の中にもございました。そのもののなかどうかということですね。たとえば、事業主が拠出したものを労使の代表が自由に運用して七年後に従業員に元利を給付する、こういう内容になつておると思うのですが、その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○大橋委員

いま基金制度と給付金制度との異なりについて述べられたわけでございますが、付するに労使が自主的に資金の運用ができる。給付金は、その運用はもつばら金融機関に委託するたまえになつておるわけでございますが、この基金の方は委託もよし、預貯金あるいは有価証券、生命保険など自由に運用できると解してよろしいですね。

○森説明員

今回の財形基金におきましても、基金は、いろいろな金融機関などの中から特定のものを選びまして、それと基金契約を締結して、それを通じて契約の相手方の金融機関等によって、いろいろ資産を運用してもらおうということになるわけでございますが、非常に広範囲にわたる金融機関等の中から自主的に契約すべき相手を選択いたしまして、これにて拠出金を合理的に配分して、全体として安全かつできるだけ有利な運用を図れ

るという点で自主的な運用の幅が広がつておるわけでございます。

○大橋委員 一定規模以上の事業所に限定したといたしますが、これについて。

○森説明員 財形基金制度はやはり独立の法人でございまして、したがつて意思決定の機関でございますとか、執行の機関とというようなものを労使共同で設けているわけでございます。したがいまして、余りに小さなものは、そういう法人としての安定性という面からも問題がございますので、やはりその構成員の人数につきまして最低限度は、やはりその構成員の人数につきまして最低限度は切らなければならぬというふうに考えておるわけでございます。とりあえず、その人數は百人以上という程度で切りたいと、いうふうに考えております。厚生年金基金等におきましては千人以上というような、かなり大きい最下限が決まつておるわけでございますが、財形基金制度につけましては、厚生年金基金の場合のよくな保険数理的配慮というようなものは必要といたしませんので、百人以上程度の規模で切つておけば十分であろうというふうに考えておる次第でございま

す。

○大橋委員 いまおっしゃるとおりに財形基金といふものは事業主とは別個の独立した人格を持つ法人とされる。したがつて私は実際の事務は基金が行うと考えるわけでござりますけれども、事務局を置いたり、あるいは従業者を雇用したり、事務負担等が相当なものになると想するわけでお考えになつておられるかお尋ねします。

○森説明員 確かに基金制度を設けますと、基金の運用に関連しまして、ある程度の事務費がかかるることは当然でございますが、この負担は拠出金とは別途に事業主がもつばら負担してもらうといふことになつております。ただ基金制度におきましては、運用に関連しますいろいろな事務費と申しますのは、実態的に見ますと、先ほど申し上げました金融機関等の中から欲する金融機関を選択いたしまして、これにて拠出金を合理的に配分して、

まして財形基金契約を締結する。同時に、そういう

う複数の取扱金融機関があります場合には、それらに対する資金の割り振りを決めるというふうなことが中心でございまして、それほど大きな事務負担を生ずるものとは思ひません。したがいまして、非常に大きな企業で基金の加入員も多いといふような場合は独自の事務局をつくることもあり得ようかと思ひますが、一般には、その企業の福利厚生を担当する部局が、この基金制度の事務も兼ねて行うというふうな方法もあり得るわけございまして、全体として余り負担にならずに合理的に運用され得るものと考えております。

○大橋委員 基金の設立の原則であります「一の事業主の全部又は一部の事業場について設立することができる。」そして一定の関係にあるものと

言われているわけでございますが、この一定の関係とは中小企業が集まっている、いわゆる総合設立のようなものを指すのかどうか、この点も確認しておきたいと思います。

○森説明員 財形基金は、「一の事業主の全部又

は一部の事業場について設立する」というのが原則でございますが、御指摘のように、政令の定め

るところによりまして共同で複数の企業が集まつてつくることもできることになっております。政

令でどういうことを決めるべきかという点につきましては、いま考えておりますのは一応、同一の

資本系列にある場合、あるいは元請、下請の関係にあるような場合、あるいは同一の地域内にある

場合というふうな関係を予定しております。この措置を通じまして、御指摘のとおり中小企業の

事業主が単独ではできないけれども、相集まつて共同で基金をつくるということもできるよう道を開きたいというふうに考えております。

○大橋委員 言うならば企業内福利厚生制度といふことですから、あえて総合設立を必要としない。

また一定の資本関係、元請、下請また同種同業といふことで設立していくのだ、このように理解してよろしいですね。

○森説明員 そのとおりでござります。

○大橋委員 給付金制度を現に実施していく今

度、基金制度の話を聞いた。では基金制度を採用したいと考えたときに、この辺の関係はどうなるのでしょうか。

○森説明員 給付金制度と基金制度とは、いわば同じ目的に沿った一種のバリエーションでございまして、どちらかを選択してやっていただくといふ性質のものでございます。したがいまして、御指摘のように現在すでに給付金制度をやつております。しかし、今は基金制度がきましたので、これからは基金制度にしたいというケースも出てくることが考えられまして、法案の作成段階では、そ

ういう場合の円滑な変換の道も考えるべきでな

かるかということで大分検討したわけござい

ます。しかしながら、どうもそういう変換特に

手続を認めるに余り実益はございませんで、

その場合には給付金制度を中断していただきまし

て新たに基金制度をつくっていただく方が、どう

もがえつてスムーズな転換ができるという結論に

なりまして、その点につきまして特に規定は設け

ておりませんが、そういう形で措置していただき

たいというふうに考えておるわけでございます。

○大橋委員 給付金制度と基金制度とは大体同じ

ような方向にあるので、二つの中の一つを選んで

もらいたい。従来、給付金制度を実施していく基

金に切りかえようとすれば、従前の給付金制度と

進んだ方がよろしいということになるのですか。

○森説明員 そういう事情がありまして、途中で

給付金制度をやめましても税制上の恩典は十分受

けられますので、途中でそれを打ち切って新たに

基金制度をつくっても何ら損するところがないと

いう関係になりますので、特段の、その間の引き

継ぎの規定を設ける必要がなかつたということでござります。

○大橋委員 この基金制度というものは大企業、

中堅以上の企業のためのものであつて、中小企業

は従来の給付金制度でいけばいいのだというよう

な考え方であるのかどうか。この点もお尋ねいた

いと思います。

○大橋委員 給付金制度を現に実施していく今

度、基金制度の話を聞いた。では基金制度を採用しております理由は、すでに財形政策上重要な事業主の援助の制度いたしまして給付金制度といふものがあるわけでございますが、これがどうも少し制度的に簡単過ぎまして、また、その手続の簡単であることが、特に余り事務管理的な能力の少ない小零細企業のためには便宜であるわけでござりますが、どうも中堅以上の企業にとってはいささか食い足りない面がある。そこで、そういう中堅以上の企業にも給付金以上に魅力のある制度をつくりたいということで基金制度をつくつたわざでございまして、恩典等の内容も全く同じになります。しかしながら、どうもそういう変換特に手続を認めるに余り実益はございませんで、その場合には給付金制度を中断していただきまして新たに基金制度をつくつていただく方が、どうもがえつてスムーズな転換ができるという結論になりましたが、決してこれがいびつに大きな成長にならないよう特に特に注意しなければならぬと思うわけになります。今回の改正の中で目玉というのはこの基金制度であろうかと思います。これが決して不公平を起こしたり、あるいは公正を欠くような結果になつては大変でござりますので、こういう点に十分注意しながら運用に当たつていただきたい。

○大橋委員 給付金制度と基金制度とは大体同じ

ような方向にあるので、二つの中の一つを選んで

もらいたい。従来、給付金制度を実施していく基

金に切りかえようとすれば、従前の給付金制度と

進んだ方がよろしいということになるのですか。

○森説明員 そういう事情がありまして、途中で

給付金制度をやめましても税制上の恩典は十分受

けられますので、途中でそれを打ち切って新たに

基金制度をつくっても何ら損するところがないと

いう関係になりますので、特段の、その間の引き

継ぎの規定を設ける必要がなかつたということでござります。

○大橋委員 この基金制度というものは大企業、

中堅以上の企業のためのものであつて、中小企業

は従来の給付金制度でいけばいいのだというよう

な考え方であるのかどうか。この点もお尋ねいた

いと思います。

○大橋委員 給付金制度を現に実施していく今

度、基金制度の話を聞いた。では基金制度を採用

したいと考えたときに、この辺の関係はどうなるのでしょうか。

○森説明員 給付金制度と基金制度とは、いわば

同じ目的に沿つた一種のバリエーションでございまして、どちらかを選択してやっていただくといふ性質のものでございます。したがいまして、御

指摘のように現在すでに給付金制度をやつております。しかし、今は基金制度がきましたので、これ

からは基金制度にしたいというケースも出てくる

ことが考えられまして、法案の作成段階では、そ

ういう場合の円滑な変換の道も考えるべきでな

かるかということで大分検討したわけござい

ます。しかしながら、どうもそういう変換特に

手続を認めるに余り実益はございませんで、

その場合には給付金制度を中断していただきまし

て新たに基金制度をつくつていただく方が、どう

もがえつてスムーズな転換ができるという結論に

なりまして、その点につきまして特に規定は設け

おりませんが、そういう形で措置していただき

たいというふうに考えておるわけでございます。

○大橋委員 給付金制度と基金制度とは大体同じ

ような方向にあるので、二つの中の一つを選んで

もらいたい。従来、給付金制度を実施していく基

金に切りかえようとすれば、従前の給付金制度と

進んだ方がよろしいということになるのですか。

○森説明員 そういう事情がありまして、途中で

給付金制度をやめましても税制上の恩典は十分受

けられますので、途中でそれを打ち切って新たに

基金制度をつくっても何ら損するところがないと

いう関係になりますので、特段の、その間の引き

継ぎの規定を設ける必要がなかつたということでござります。

○大橋委員 この基金制度というものは大企業、

中堅以上の企業のためのものであつて、中小企業

は従来の給付金制度でいけばいいのだというよう

な考え方であるのかどうか。この点もお尋ねいた

いと思います。

○大橋委員 給付金制度を現に実施していく今

度、基金制度の話を聞いた。では基金制度を採用

したいと考えたときに、この辺の関係はどうなる

のでしょうか。

○森説明員 給付金制度と基金制度とは、いわば

同じ目的に沿つた一種のバリエーションでございまして、どちらかを選択してやっていただくといふ性質のものでございます。したがいまして、御

指摘のように現在すでに給付金制度をやつております。しかし、今は基金制度がきましたので、これ

からは基金制度にしたいというケースも出てくる

ことが考えられまして、法案の作成段階では、そ

ういう場合の円滑な変換の道も考えるべきでな

かるかということで大分検討したわけござい

ます。しかしながら、どうもそういう変換特に

手続を認めるに余り実益はございませんで、

その場合には給付金制度を中断していただきまし

て新たに基金制度をつくつていただく方が、どう

もがえつてスムーズな転換ができるという結論に

なりまして、その点につきまして特に規定は設け

おりませんが、そういう形で措置していただき

たいというふうに考えておるわけでございます。

○大橋委員 給付金制度と基金制度とは大体同じ

ような方向にあるので、二つの中の一つを選んで

もらいたい。従来、給付金制度を実施していく基

金に切りかえようとすれば、従前の給付金制度と

進んだ方がよろしいということになるのですか。

○森説明員 そういう事情がありまして、途中で

給付金制度をやめましても税制上の恩典は十分受

けられますので、途中でそれを打ち切って新たに

基金制度をつくっても何ら損するところがないと

いう関係になりますので、特段の、その間の引き

継ぎの規定を設ける必要がなかつたということでござります。

○大橋委員 この基金制度というものは大企業、

中堅以上の企業のためのものであつて、中小企業

は従来の給付金制度でいけばいいのだというよう

な考え方であるのかどうか。この点もお尋ねいた

いと思います。

○大橋委員 給付金制度を現に実施していく今

度、基金制度の話を聞いた。では基金制度を採用

したいと考えたときに、この辺の関係はどうなる

のでしょうか。

○森説明員 給付金制度と基金制度とは、いわば

同じ目的に沿つた一種のバリエーションでございまして、どちらかを選択してやっていただくといふ性質のものでございます。したがいまして、御

指摘のように現在すでに給付金制度をやつております。しかし、今は基金制度がきましたので、これ

からは基金制度にしたいというケースも出てくる

ことが考えられまして、法案の作成段階では、そ

ういう場合の円滑な変換の道も考えるべきでな

かるかということで大分検討したわけござい

ます。しかしながら、どうもそういう変換特に

手續を認めるに余り実益はございませんで、

その場合には給付金制度を中断していただきまし

て新たに基金制度をつくつていただく方が、どう

もがえつてスムーズな転換ができるという結論に

なりまして、その点につきまして特に規定は設け

おりませんが、そういう形で措置していただき

たいというふうに考えておるわけでございます。

○大橋委員 給付金制度と基金制度とは大体同じ

ような方向にあるので、二つの中の一つを選んで

もらいたい。従来、給付金制度を実施していく基

金に切りかえようとすれば、従前の給付金制度と

進んだ方がよろしいということになるのですか。

○森説明員 そういう事情がありまして、途中で

給付金制度をやめましても税制上の恩典は十分受

けられますので、途中でそれを打ち切って新たに

基金制度をつくっても何ら損するところがないと

いう関係になりますので、特段の、その間の引き

継ぎの規定を設ける必要がなかつたということでござります。

○大橋委員 この基金制度というものは大企業、

中堅以上の企業のためのものであつて、中小企業

は従来の給付金制度でいけばいいのだというよう

な考え方であるのかどうか。この点もお尋ねいた

いと思います。

○大橋委員 給付金制度を現に実施していく今

度、基金制度の話を聞いた。では基金制度を採用

したいと考えたときに、この辺の関係はどうなる

のでしょうか。

○森説明員 給付金制度と基金制度とは、いわば

同じ目的に沿つた一種のバリエーションでございまして、どちらかを選択してやっていただくといふ性質のものでございます。したがいまして、御

指摘のように現在すでに給付金制度をやつております。しかし、今は基金制度がきましたので、これ

からは基金制度にしたいというケースも出てくる

ことが考えられまして、法案の作成段階では、そ

ういう場合の円滑な変換の道も考えるべきでな

かるかということで大分検討したわけござい

ます。しかしながら、どうもそういう変換特に

手續を認めるに余り実益はございませんで、

その場合には給付金制度を中断していただきまし

て新たに基金制度をつくつていただく方が、どう

もがえつてスムーズな転換ができるという結論に

なりまして、その点につきまして特に規定は設け

おりませんが、そういう形で措置していただき

たいというふうに考えておるわけでございます。

○大橋委員 給付金制度と基金制度とは大体同じ

ような方向にあるので、二つの中の一つを選んで

もらいたい。従来、給付金制度を実施していく基

金に切りかえようとすれば、従前の給付金制度と

進んだ方がよろしいということになるのですか。

○森説明員 そういう事情がありまして、途中で

給付金制度をやめましても税制上の恩典は十分受

けられますので、途中でそれを打ち切って新たに

基金制度をつくっても何ら損するところがないと

いう関係になりますので、特段の、その間の引き

継ぎの規定を設ける必要がなかつたということでござります。

○大橋委員 給付金制度と基金制度とは大体同じ

ような方向にあるので、二つの中の一つを選んで

もらいたい。従来、給付金制度を実施していく基

金に切りかえようとすれば、従前の給付金制度と

進んだ方がよろしいということになるのですか。

○森説明員 そういう事情がありまして、途中で

給付金制度をやめましても税制上の恩典は十分受

けられますので、途中でそれを打ち切って新たに

基金制度をつくっても何ら損するところがないと

いう関係になりますので、特段の、その間の引き

継ぎの規定を設ける必要がなかつたということでござります。

○大橋委員 給付金制度と基金制度とは大体同じ

ような方向にあるので、二つの中の一つを選んで

もらいたい。従来、給付金制度を実施していく基

金に切りかえようとすれば、従前の給付金制度と

進んだ方がよろしいということになるのですか。

○森説明員 そういう事情がありまして、途中で

給付金制度をやめましても税制上の恩典は十分受

けられますので、途中でそれを打ち切って新たに

基金制度をつくっても何ら損するところがないと

いう関係になりますので、特段の、その間の引き

継ぎの規定を設ける必要がなかつたということでござります。

○大橋委員 給付金制度と基金制度とは大体同じ

ような方向

の問題点と、進学融資制度の創設、この二点について、このままの考え方あるいは制度をそのまま促進した場合に、幾つかの問題点があるようになりますので、その上でございます。これは将来いろいろな矛盾を生み出していくものとなる危険性があるのではないか、かように考えておりますので、その問題点について、まず最初に幾つか並べまして、それについてお答えをちょうだいしたい、かようになります。

その第一点といたしましては、この財形基金制度、これは主として具体的には大企業及び大企業勤労者が対象になる制度でございます。今までございました中小零細企業に対する財産形成の諸制度は普及率が非常に低い。これは政府答弁においても、今まで述べておられたとおりでございまして実効が上がっていない。にもかかわらず、一方において今度はまた新しい基金制度をお作りになろうとしておられる。この対象が今度つくりにならうとしておられるのは、いま申し上げましたような大企業勤労者が具体的には対象になつていく。こういったことが一点将来同じ勤労者間の格差の拡大につながっていくのではないか、かように考へるわけございまして、やはりこの問題は、将来において社会保障を底上げしなければならない、あるいは充実していく場合に阻害要因となる危険性を持っているのではないかという点を非常に危惧いたしているわけではござります。これは例を別に挙げますと、たとえば医療制度の中で健康保険組合が健康保険制度の抜本的な改正、すなわち社会保険の健康保険制度をつくる場合の大きな阻害要因になつてているのと全く同じような形のものが生まれてくるのではないか。別の形で、そういう形になるのではないかという危惧を持っているわけでござります。

第二番目には、勤労者の財産形成を真剣に考える場合に、政府はもとと真剣に都市政策に取り組んでいたなかなければならない。そうでなければなりません。勤労者の財産形成の中心でござります持ち家制度との促進につながっていかない。ですから今後ともに都市政策に十分な御配慮をしていただきたい。

これが第二点でござります。  
第三点は、財形基金の資金が全額事業主負担でございまして、趣旨でございます自助努力の促進ということについては、全額企業主が負担するということについては、いささか、その自助努力を促進するという趣旨から反するのではないか、かのように考えるわけでござります。  
それから第四点としては、その是非は別いたしまして、公的サービスのためのいわゆる優遇措置と言われている医師優遇税制やら、ただいま不公平税制、優遇税制を是正しなければならぬ、こういう世論が非常に高まりつつございます。そのいは優遇税制の是正という世論に、ある意味において逆行していくのではないかという懸念がござります。そういう点が第四点でございます。  
第五点は、こういう制度をどんどんつくることによって行政の複雑化は当然進捗してまいると思いますが、また、一方においては省力化、合理化といた行政改革が主張されている現在に、そういう行政上のいろいろな措置が逆行していくという意味において、できるだけ、そういうものに対する今後の実際上の配慮をしていかなければならぬ点ではなかろうか、かように考えるわけでございまして、このたび、もう一点出でまことにました進学融資制度の新設もやはり文部省でいろいろなそういう融資制度もつくられていく。他の省においても、こういうものがどんどんつくられていくということになれば、たとえば他の農林省あるいは郵政省あるいは他の行政官庁、いろいろその立場、立場で進学ローンを新設していくといふような傾向が今後ともに派生する前例を作つければ、やはりこれは行政改革あるいは行政改革の上の省力化という問題と逆行していく可能性性がある。そういう点を指摘いたしたいと思うわけでございます。

零細企業の方にも門戸は開かれていると言ひながれていかないであらう条件であります財形基金。この中で勤労者のまず第一番に財形が立ちおくれてゐる。そういう資料の中には、大企業勤労者だけの資料ではなくて中小零細企業の資料も一緒に含まれたものをまず統計的におとりになつていらっしゃる。そういう点において中小零細企業にも、それが普及しなければならない、そういう目的から、いさきか反する、ある意味において大企業勤労者が優遇されていくであろう制度には、いさきか合目的ではないという考え方を持つておりますが、その点について御質問をさせていただきます。

○藤井国務大臣 いろいろ詳細な点に着目された御指摘でございますが、私の方から、ひとつ基本的な全体的な面を踏まえて答弁させていただきまして、また詳細にわたりましては政府委員から答弁をさせていただきたいと思います。

まず、これはいまさら申し上げるまでもないわけでございますけれども、現在、日本の社会構成というのが働かざる者食うべからずという、いわゆる勤労者社会になつておるわけでござりますが、そのような姿は統計の数字からも出ておりまして、現在、一番勤労者の中で所得の低い、いわゆる第一分位の勤労者、低所得層でござりますけれども、その九七・四%の世帯におきまして貯蓄をすべて持っておりますまして、その貯蓄が毎年毎年純増すること二十七万円という、こういう平均の純増をしておりまして、金額はまだ十分ではございませんけれども、一応そのような所得を形成をしておる勤労者社会というのが、現在、高度成長を経た日本の現実でございます。そういう点を踏まえて、そしていわゆる勤労者財産形成政策といふのは、そのような勤労者の自主的努力を国と事業主がバックアップして、公的年金制度を中心とした社会保障制度と相まって、今後の高齢者社会に対応していくこういう考え方でございます。そのようなことを進めるに当たって、卸商の

ごとく、私は都市政策というのがタイアップしなければならぬということは、住宅貯蓄を考えた場合、宅地問題、土地問題を抜きにしては考えられない。したがつて十二分に御指摘の点は関係省庁と連絡をとつて、そして宅地の供給がスムーズにいくようなどいふことは、これなんかが都市政策の財形住宅貯蓄の大きな基礎になるわけでございまして、私はごもつともな御指摘だと思います。それから事業主の負担が非常に多くて国の援助が少ないのでないかといふ御指摘でございます。確かに、まだ制度が発足いたしました現在において、国の援助といふのは、いわゆる中小企業助成金ということで雇用促進事業団を通じて出されています。しかし、この問題につきましては、なかなか相矛盾する点がございまして、余り国の援助が行き過ぎますと、かえつて結果的に不公平になるという二律背反の矛盾をまた考慮しなければならない、こういうことがございます。この点も十分制度発足の実現を踏まえて絶えず検討していくかなければならぬ大切な問題である。

そして不公平税制との関係において、住宅貯蓄、財形貯蓄、こういった問題が果たしてどうかといふ御指摘でございますけれども、これはやはり労働者社会というのがもう現在、日本社会の中心であり中核になつておる。この人たちがみずから努力によつて老後に備える、こういったことは私は大局的に見て、いわゆる不公平税制とは筋が違ふと申しますか、こういうふうに思うわけでございまして、ある程度、伸ばそうといる場合のインセンティブを税制面において配慮するということは施策の一つの手段である、私はこのように思つておわけございます。

それから進学融資制度を中心にして、いろいろ制度が複雑化するではないか。こういう御指摘も私は一応理解できますけれども、いい制度は労働省もやり、あるいは郵政省の進学ローン、いろいろなことが総合的に行われて成果が上がる、こういうことも考えられるわけでございまして、やはり人間のつくり出す制度と云ふのは、片一方でございません。したがつて十二分に御指摘の点は関係省

は必ず、そのような問題が引き起されますけれども、結果的にプラスマイナス、プラスの方が多いということになれば、その線へ前進していくと、いうのが適当ではないか、このように考えるわけでございます。

同時に、今度の財形基金制度ということによつて本当に零細中小企業の事業主、その従業員、労働者といふものが救われるか、こういうことについては、私は御指摘の点を十分踏まえて、広く日本社会を構成している労働者が、この財産形成制度の恩典に浴されるよう、絶えず問題を原点に返つて検討し、改善をしていくことが絶対必要であろう。したがつて財産形成審議会基本問題懇談会の場において、御指摘のもうもろの点を踏まえながら今後も十分検討させていただきたい、このように思つておるわけでございます。

職の可能性というものは非常に強いですね。たとえば構造不況業種全体で約四百万の労働者がおると言われおりまして、少なくとも、その一割は失業になるのじやないかという予想さえあるのですけれども、財形の制度に入つた労働者が失業する。その事業から離れた場合には、どのようなことになるのでしょうか。

○森説明員 財形貯蓄は、御承知のとおり事業主による資金からの天引き、さらにその金を金融機関に対しまして預ける行為を行つて成立するわざを事業主が行うことによりまして成立するわけございまして、したがいまして労働者が、ある企業から退職いたしますと、そのままでは財形貯蓄が受けられないわけでございますが、六ヶ月以内に再就職いたしまして、そこででも財形貯蓄の取り扱いが行われております。しかも、その場合に従前の財形貯蓄の取り扱い機関と同じ取り扱い機関が制度に取り組んでやつておるという場合には、その引き継ぎができるようになつておりますが、そういう前提条件がございませんと、やむを得ず、そこで中断するほかがないというものが現在の状況でございます。

○和田(耕)委員 これは大企業の場合も中小企業の場合もさうですけれども、再就職ということを考えた場合に、継続できないような条件の労働者が相当多く出るのじやないかという予測がされるのですけれども、こういう問題は、政府はどういうふうにお考えになつておられるのですか。  
○藤井国務大臣 確かに、いま激変をし激動しておる日本の産業構造、いわゆる特定不況業種の離職者が多発するといふ、この現状から考えますと、私はいまのような問題にきめ細かく配慮しなければ、せつかくこの制度ができても途中で切れてしまうとのでは、これは本当に画竜点睛を欠きます。したがつて、これが継続するよう十分配慮していきたい。具体的にも、実施をやつている労働省としては関係省庁と連絡をして円滑に結びつくように、本人の意思がある以上は、これが継続するように配慮すべきである、このように思つ

ております。  
○和田(耕)委員 再就職のできる人は、まだいろいろとあれができる。再就職のできないような人が出た場合に、これはもうしようがないということがありますか。

○藤井国務大臣 担当の部長から、また補足説明をさせますけれども、やはり本人の自発的意愿、これが前提でございますし、離職して次の職もいつ見つかるかわからない、こういう窮屈に陥られた気の毒な人々、この人がやはりそれでも奮発して何とかがんばろうという場合はやはり継続を助けなければならぬと思いますけれども、本人がギブアップしたら、これはやむを得ない、こ

ういうように私は思います。  
○和田(耕)委員 いろいろの違つた事情があると思うのですね。たとえば財形貯蓄の場合の十のうちの八割ぐらいまで貯金をした。その人が失業して、もう仕事がないということになった場合には、か、あるいは十のうちの二割ぐらいしか財形に積み立ててない人が失業した場合とか、いろいろのケースがあると思うのです。たとえば八割ぐらい積み立てていた人、この人も、もうしようがないということになります。

○森説明員 二割、八割という御趣旨がちょっとわからぬのですが、財形貯蓄一般に金額目標を立てるまして、その何割を達成するというような形

でございませんので、余りそういう問題は起こらないと思いますけれども、いずれにしましても、その何割を達成するというような形でございません。それは、まず一つは、この制度に対する期待が、なかなか実現しない、それが失業の予防、再就職の促進、こういった努力をして、いま御指摘のような問題に対しても、金力を尽くす。それ以外は、もとが絶たれてしまつたら別の対策で、またこれを応援をするといふこと以外は、むずかしいではないか、このよう思つてございます。

○和田(耕)委員 御説明のことわらぬわけ

は、退職後六ヶ月以内に再就職いたしません。

それ以上にわたって失業しておりますと、もはや残念ながら、この貯蓄の継続の可能性はなくなる

というものが現状でございます。

○和田(耕)委員 これは退職して六ヶ月、半年間です。半年間に再就職しないと継続しないとい

う意味ですか。

○森説明員 そのとおりでございます。

○和田(耕)委員 そうなりますと、いまの経済の

実情から申しまして、半年というのであれば、こ

れはいろいろと他の制度でカバーできるのがあ

るのですけれども、私はちょっとひどいのじやな

いかという感じがするのです。やはり失業して少

なくとも一年や一年半の期間、私は三年ぐらいの

期間を置いてあげた方がいいと思うのですが、そ

ういう問題についての御考慮の余地はないでしょ

うか。

○森説明員 現在のところ六ヶ月といふことで

やつておりますが、なお、その場合、財形貯蓄の

具体的な恩典は利子の非課税でございますけれども、そういう意味では同じような恩典は、マル優

の枠で残つておればマル優に切りかえておけると

いうことは可能なわけでございます。財形貯蓄そ

のものにつきまして、さらにもつと長い期間にわ

たつて失業期間中留保いたしまして、再就職後に

もう一遍続けられるようになりますということにつきましては、一つの検討課題ではございますけれども、なかなか税制上いろいろむずかしい意味がございまして、簡単にいかない面もございますので、今後の課題として研究させていただきたいというふうに考えます。

○和田(耕)委員 大臣、これはせひともその期間

を延長するという件は、現状から見て必要なこと

だと思いますので、ひとつそういう改正する含み

で御検討賜りたいと思うのです。

○藤井国務大臣 いま御指摘の問題は、これまた

財形審議会基本問題懇談会の場で検討をしていた

だきました、その結果を踏まえまして政策的に配

慮したい、このように思います。

るような状態で安定するんじやないかというような面も見ておくということになれば、就職できないう人が大分出てくるという感じがする。しかも、企業の年配の人で、そういう人が大分出てくる。若人は何とかあるでしようけれども、中小企業の年配の人で、この財形をやつておったけれども、途中で首切られて、しかもこれが再雇用されないというようないろいろとあれができる。再就職のできないような人が出た場合に、これはもうしようがないということがありますか。

○和田(耕)委員 つまり、これは自分で自主的な努力を放棄したというよりは、首切られたというケースが大部分ですね。しかも仕事につこうとおつても、十年後に再就職して財形をやつてくれる制度の会社であれば継続するということです。

○森説明員 財形貯蓄をやつておりました労働者が退職いたしまして、しばらく失業して、もう一

度再就職して財形貯蓄を続けられると申しますの

○和田(耕)委員 続きまして減税の措置についてお尋ねいたしますけれども、きょう大蔵省の方、お見えになつておりますか。いま、元本の五百万元で半端なお金であることは間違いない。少なくとも五千万元くらいのところにいきたい。七百五十万円ぐらいたまでは減税するという御考慮は、あるいは将来そういうことを検討するというお気持ちはないでしょうか。

○矢澤説明員 いわゆる財形の認めております優遇措置は、その利子の非課税という点で優遇措置を認めておるわけでございますが、現在、利子の非課税は財形のほかにも少額貯蓄控除、いわゆるマル優の三百万円、それから国債、地方債等の別枠で三百万円ございまして、郵便貯金が三百万円まで非課税ということで、もう三百万円、さらにこの財形の五百万元が加わりまして千四百万円の枠があるわけでございます。これに対しまして一般の貯蓄の世帯当たりの平均を見ますと最近の数字で二百九十五万、三百万をちょっと切るようない状況でございまして、非課税の枠全体から見まして貯蓄の平均残高というのはまだかなり余裕のあるところにあるというのが一つの問題点でござります。

それから財形だけをとつて考えますと、現在、財形の五百万元の枠の中で平均の数字は二十万円ぐらいのところでござりますので、平均的な所得者を対象に考える限りは非常に余裕のある数字になつているのではないかと思います。したがいまして、こういう状況で非課税の枠を引き上げますと、本来、財形貯蓄制度なり、あるいは少額貯蓄の優遇制度なりが予定しております一般所得者と申しますか一般給与者の貯蓄の奨励ということではなくして、むしろ高額所得者の貯蓄奨励に役立つてしまふのじゃないかという点もございまして、この少額貯蓄の非課税制度、財形を含めまして、まだかなり、その限度額には余裕があるとい

○和田(耕)委員 まあ、いまの御説明はわかりました。わかりましたが、いまの経済状態から見て、もうと、いま七百五十万円までには引き上げるということが、その他のいろいろな制度あるいは社会通念から見て著しくおかしければ別だけれども、私はそうおかしいとは思わないが、それは全くいま頭のすみのどこにもないというお返事です。

なお、この問題はその他の減税のいろいろな措置とも関係があるのですけれども、とにかく政府は、つまり減税をする形で援助をするか、あるいはドイツ等でやっているプレミアムの形で、こういう制度を奨励するかということになるわけだけれども、いま、このプレミアムの制度は完全やってない。減税だって、ちょうどよほで大したことではない。しかも、そういうことをやっても五年間に七百五十万もたくさん入るのだから、ほつといたって大丈夫だ、こういう甘い見方があるのじゃないかと私は思うのですけれども、もつとどう見ても、ちらかの方法で、この制度そのもの的重要性から見て、制度的に国がこれに関与すべきだ、こう思ふのですね。

○主計局の方お見えになつていますね。これは前と同じく私もかなり強く要望したのですけれども、直接国が金を出すという形では問題があります。されば、もつと間接的な形で、これを支援するという考え方自体が、原則的に無理だとお考へになつておられるかどうか。

○建田説明員 質問に対する優遇のやり方は國によつて、それぞれ特色があるわけございまして、西ドイツは御承知のようにプレミアム方式をとつております。これは財形以外の一般の貯蓄につきましても、たとえば六年以上貯めた貯金については一四%のレミアムをつけるというふうな仕組みがございまして、その上に、この財形が乗つてゐるわけでございます。わが國の場合は、戦前から国民貯蓄組合というふうな制度もございまして税制で貯蓄を優遇してまいつたわけでございまして、その上に、この仕組みを乗せていくわけござります。そういう日本的な特色を持つてゐるわけでございますが、そのほかにも、たとえば給付金制度というふうな優遇措置は講じてあるところでございまして、こういう日本の特色を生かしながら、この財形の育成を図つてまいりたい、こういうふうに考えております。

○和田(耕)委員 この問題も、いまの元本問題と並んで、実際の労働組合の諸君が、この制度に魅

トの点なんですね。これは、この前も、財形貯蓄をする労働者の諸君だけに国が援助をするということは、たてまえとしておかしいということだけれども、しかし、他のいろいろな制度を見ても、そういう制度はたくさんあるのですね、単に事務費を出すというようなことじやなくて国がいろいろな形で援助している制度というのは。そういう面から見て、つまり、恐らく、この制度が特殊なものだというふうに見ておられるのではなくて、貯金制度、貯蓄というものの、そのものに対する見方に特殊な見方を持つているから大蔵省はがんばっているのじやないかという感じがするのですけれども、どちらなんでしょうね。この制度が国民のある一部の人に対してのものだからできないといふことなのか。あるいは貯蓄制度全体から見て、この制度を認めればおかしなことになるというふうにごらんになつていいのか。どちらでしよう。

○窪田説明員 その二つのどちらかに割り切るわけには必ずしもいかないと思いますが、財形そのものの重要性は私どもも十分認識しておりますて、それなりにいろいろ配慮をさせていただいているつもりでございますが、財政資金で、そういうものを援助しろということになりますと、仮にそれだけのお金があつた場合、一般の住宅政策とか社会保障策との兼ね合いということが問題になりますので、私ども現在の時点では踏み切れないのでござります。

肩がわりをしてやるという考え方、今度雇用促進事業団がいろいろ援助しているのは、そういうふうな意味も加わっておると思いますけれども、たゞ雇用促進事業団がそういう仕事をやる場合に、それに対して国が援助をするというような考え方は成り立たないかどうか。その点をひとつ伺いたい。

○建田説明員 雇用促進事業団の援助というのも、結局は広い意味での公経済からの援助というふうに考えておりまして、御指摘のように、その点は中小企業に向けているわけでござります。今後、財形を発展させていくために、どういうふうに持つていくべきかということは、いろいろ御指摘いただいた点も含めて、労働省ともよく相談をしてまいりたいというふうに考えております。

○和田(耕)委員 その問題は技術的に非常に困難な面があるということは私もよく承知しておりますけれども、しかし、たてまえとして、その問題はいろいろ苦労なつていただいて、ぜひとも労働者の現場を持つておる方々とも御相談していただいて、何とか工夫していただきたいと思うのです。先ほど申し上げた、いまの不況の状態のものとの不況業種と言われるところの特に中小企業というのは慘たんたるものですね。社会労働委員会も今度、近くそういう現場を幾つか見に参るのですけれども、これはぜひとも特にそういうふうな問題について御考慮をいただかなければならぬと思います。

まだ幾つかのことを御質問したいのですけれども、もう時間がありません。

持ち家の問題について、やはりこの融資枠をもつと拡大をするとか、その条件を緩和するとか、利率を引き下げるとかいうよつなことは、これはやはり今後も状況によつて、どんどんやるおつもりなんでしょうね。

○桑原政府委員 今回、御提案申し上げた点も特にそういうった融資条件、融資枠の拡大について御提案申し上げております。今後とも、こういった元ができるように逐次改善してまいりたい、こういうふうに思います。

○和田(耕)委員 やはりこういうものは、だんだんと改善していかない意味がないわけでござりますし、特に一般の貯蓄性向が高いから、ほつといたってという、そういうような考え方をお持ちにならないように、これは特に大蔵省にそのことをお願いしておきたいと思います。

○木野委員長 これまで質問を終了いたしました。

○木野委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○木野委員長 これまで質問を終了いたしました。

○木野委員長 この際、越智伊平君、森井忠良君、大橋敏雄君、和田耕作君、浦井洋君及び工藤晃君から、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨の説明を聴取いたします。越智伊平君。

○越智(伊)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきま

法律案に対する附帯決議（一）

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

めま  
本

議のこととく決するに賛成の諸君の起立を求

○木野委員長 起立總員。よつて、本案について

は越智伊平君外五名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、労働大臣から発言を求められておりま  
すので、これを許します。藤井労動大臣。

○藤井國務大臣　ただいま御決議になりました附  
帶決議につきましては、その趣旨を十分尊重いた  
しました。

しまして、これが実現に今後とも一層努力いたしたいと存じます。

九月三十日

○木野委員長 なお、ただいま議決いたしました

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異

議ありませんか。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

— 1 —

〔報告書は附録に掲載〕

卷之三

○木野委員長 この際、午後二時四十五分まで休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩

午後二時四十五分開議

○木野委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。畠田耕平君。

卷之三

難免者則透形足便追法の一善を改正する

一  
把手

卷一百一十一

○和田(耕)委員 この問題は同僚の西田君が専門で、ぜひとも質問したい幾つかのことがあったようですが、それとも、きょうは、どうしても出られない用事があるものですから、急に私がかわりますして二、三の問題を政務次官にお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

駐留軍関係の離職者臨時措置法のいろいろの就職指導とか就職促進手当などを受けている現に失業している人は何人ぐらいのですか。

○谷口(隆)政府委員 現在、駐留軍の従業員として働いておられます数でございますが、五十二年の四月現在で二万三千二十四人でございます。それ以後のことの、一月までの離職者は七百三十六人となつております。從来からの求職者が残つておられる方々がござりますので、その方々を合わせて御説明いたしますと、五十一年度末、すなわち五十二年の三月末時点に有効求職者が九千七百五十人だったわけでございますが、今年度の一月までの数字で新規申し込みが千二百八十二名といふことでございまして、最終的に今年の一月末現在では七千八百十八名の方々が有効求職者として求職活動をしておられる、こういうことでござります。

○和田(耕)委員 いま沖縄は特に日本の地方の失業状況から見れば格段に多いわけですねども、やっぱり駐留軍関係があるということが他の地域に比べて多いということの要素なんですか。

○谷口(隆)政府委員 沖縄県の失業情勢は、御指摘のとおり非常に悪い状況でございます。昨年の五月時点では非常に悪化いたしております、失業率も七・九%という数字でございましたが、その後、九月以降若干好転してまいりまして、ことしの一月末現在では失業者数が二万三千人、失業率は五・六%となつておるわけでございます。

こういう失業者の多い状況の中におきまして、沖縄県の失業の特徴といたしましては、こういう駐留軍関係の離職者の方が非常に多い。すなわち、安定所の求職者のうち三七・九%ぐらいの方が駐留軍関係離職者の方々である。同時に、もう一つ

の特徴点は、三十歳未満の失業者が全体の六五%ぐらいを占めるなど、若年の失業者が多い。こういう二つが特徴点になつておるわけでござります。

○和田(耕)委員 これは沖縄の土地で、これが吸収できる見通しがありますか。

○谷口(隆)政府委員 沖縄の雇用・失業情勢が非常に悪い状況でござりますので、これに対しまず雇用対策でございますが、基本的には、やはり沖縄の産業の振興によりまして雇用機会の確保をされるということが重要でございまして、そういうことのために、関係各省が連携をとりまして、いろいろな産業振興の施策をしておるわけでございますが、何しろ、こういう不況の状況でございまして、一朝一夕にそういう産業振興による雇用需要の確保ということはむずかしいわけでござります。

労働省といたしましては、そういう失業者の特徴点等も勘案いたしまして、一つは、やはり沖縄県における現地における雇用需要が非常に少ないとすれば、本土への就職を促進する広域職業紹介活動を充実するということ。それから駐留軍離職者なり沖縄振興開発特別措置法によります失業者に対する各種の援護措置がございますが、そういうものの支給を図る。同時に、やはり余り動けない方々には公共事業等によります吸収というようなことも非常に重要なことだございまして、そういう公共事業の事業枠の拡大とか、あるいは御存じのように失業者吸収率制度というものが決められておりますので、そういうものを活用いたしまして雇用機会の増大を図つていく、こういうような施策を進めておるわけでございます。

○和田(耕)委員 先ほど申し上げましたように、沖縄県の駐留軍離職者の方々が本土で、どのくらい就職されておるかということは、ちょっと把握いたしておらないわけでございますが、御指摘のごございましたとおり、一般的には中高年齢者

はいたしておりましたけれども、先ほど申し上げましたように、昨年五月前後、非常に失業情勢悪化の状況でございまして、從来のような程度の広域的な求人連絡では不十分じゃないかということなりました。昨年の十一月と、ことしの二月の二回にわたりまして、本土の需要県、たとえば東京とか大阪とか神奈川とか愛知とか、二月時点では千葉県で成田の飛行場の関係で求人が非常にたくさん出てまいっておりますので、そういう求人を、直接求人者も沖縄へ行っていただきまして、そこで現地で説明会をすることによって広域職業紹介活動を進めてきたわけでございまして、今後とも、そういうことを続けてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○和田(耕)委員 この成田の問題、きょうは正式に延期することになつたんだけれども、これは実際に成田には、どれくらいの人がここで働くようになっていったのですか。

○谷口(隆)政府委員 ちょっとと成田の需要がどうだけかという正確な数字を持ち合わせておりますので、後ほどまた資料等をお届けしたいと思います。

○和田(耕)委員 特に、これは駐留軍の離職者という特殊な人であるだけに、沖縄でこれを再就職させようとしても、なかなかむずかしいわけで、いわゆる本土で積極的に就職先を見つけるという努力が必要だと思うのですけれども、これまでの実績からいって、この沖縄の駐留軍の離職者が本土で働いたというのは、どれくらいの数に上つています。

○谷口(隆)政府委員 ただいま御質問になりますした沖縄県の駐留軍離職者の方々が本土で、どのくらい就職されておるかということは、ちょっとと把握いたしておらないわけでございますが、御指摘のごございましたとおり、一般的には中高年齢者

離職者を含む中高年の方々が本土へ就職されいるという事例は余り多くなさうかと思います。またUターンして帰られるというような状況もございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつてある一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、これも沖縄の失業情勢が悪くなつている一つの原因になつておりますが、もつと本土で定着されるといいますか、職場に適応されるような施策を充実することによりまして円滑な定着を図つていく、そういうことも..

ことも考えておるわけでございまして、御指摘の失業者を吸収するような事業を起すかどうかといふことにつきましては、先生も御承知のように直接失業者を吸収する事業の実施といふのは、過去の経験からしましても失業者の再就職促進に結びつかなかつたという欠点がございまして、数年前から、むしろ手当を支給しながら就職促進の活動を強化するという方向に変わっておるわけをございまして、沖縄県につきましても、先ほど御説明しておりますような産業の状況におきまして、安易に事業を起すと、また定着、滞留するというようなこともございますから、從来からやつておりますような広域職業紹介活動なり、あるいは失業者吸収率制度を活用する公共事業への失業者の吸収、こういうものをもつと具体的にきめ細かくやることによりまして、なお失業者の吸収を進めていけるというふうに私ども考えておるわけでございまして、そういうことを当面進めることによって対処いたしたいというふうに考えておるわけでござります。

○和田(耕)委員 私も同感だし、私どもの党も失

対事業といふ形のものは好ましくないというのでは、早くから、そういう態度を決めておるのでありますけれども、しかし、いろいろの事情をいま拝聴しておりますと、何ともならない人が相当たくさん出てくる可能性があるわけで、それには就職促進手当というような形で何年も何年もやつていくといふことも非常に困難な事情もあると思いますので、あるいは地域的に、そういうような問題が出でますけれども、それはそれとして、ひつてきたいと思います。

最後に、この法律は昭和三十三年五月制定され

てから何回更新されておりますか。

○谷口(隆)政府委員 この法律は、当初制定されました昭和三十三年に五年の期間を定めた限界法として定められまして、その後、五年を経過した時点の三十八年五月に五年延長し、さらに四十

三年四月、四十八年四月、それぞれ五年ずつ延長してまいりまして、過去三回、延長をする改正をいたしております。あるいは、そのままずっと毎回延長しております。

○和田(耕)委員 延長するたびに少しずつ条件をよくするとか、そういう改善はしておりますか。

あるいは、そのままずっと毎回延長しておりますが。谷口(隆)政府委員 従来の有効期限を延長する法律改正に当たりましては、少しずつ援護措置等を充実する改正も行つてまいっております。今回については期限の延長だけの内容になつております。今まで、このような点につきましては関係の審議会でござります驻留軍関係離職者対策審議会等にも諮問いたしましたが、従来の期限延長の改正のほかに三回ばかり援護措置の充実実体を内容とする改正も行つております。そういう数次の改正によりまして援護措置の内容 자체はかなり手厚いものになつておりますので、今回の改正については審議会等においても特段、御意見もなかつたところでござりますし、そういう意味で有効期限を延長するだけの改正を御提案申し上げた次第であります。

○和田(耕)委員 ただ、そのままのものを改正す

るということは余り能のことではありません、たとえば余り効果のないものを少なくするとか、もっと新しい効果のあるものをふやすとか、そういう考慮をしないといけないのじやないでしようか。また今後、長期滞留という問題が出てくれば、なかなか全般的に申しますと、いまお話しのように現在の基地従業員は二万二千人でございまして、逐年整理がかなりございまして減つてしまつたわけですが、特に去る三月十日に発表された在沖米陸軍の整理統合に関する解雇の内容について、また七月三十日に予定をされております沖縄の交通方法変更に伴う米軍施設内の対策や米軍基地で働いている労働者の安全確保の問題、作業遂行に必要な諸対策についてお尋ねをしていきたいし、時間の都合もありますが、沖縄全体の雇用・失業関係の全般的な問題についても触れさせていただきたいと思います。

そこで、まず最初に、今回この駐留軍関係離職者等臨時措置法の適用期限をさらに五年間延長するという提案がなされているわけですが、駐留軍を取り巻いている以下の諸情勢を労働省あるいは政府関係当局が御理解をいたいで、法案の再延長を提案しておられることに一応の敬意を申し上げたいと思うわけです。

そこで、多くを申し上げるまでもありませんが、年々、基地関係労働者は整理の一途をたどりきております。今後一體、基地関係労働者の雇用状況といいますか雇用の動向というのはどういう方向をたどるとしておるのか。本土、沖縄を含めて全国の基地に雇用されているのは現在、大体二万二千ちょっとじやないかと思うのですね。これは横ばい状態で、ずっとと続くのか。あるいは今後もさみだれ的といいますか、あるいは大幅な人員整理、解雇というものが出て、近い将来において基地関係労働者といふのはほとんどなくなる状況にあるのか。そちらの点については政府全体としてどのように掌握しておられるのか。そういう基本的な問題をお聞かせをいただきたいと思います。

○宣理政府委員 ただいまの御質問でござります

が、今後の基地従業員の雇用の動向につきましては、私どもも長期的な見通しを得たいということ努力はいたしておりますが、的確なところはなかなかつかめないわけでござります。ただししかし

私の質問はこれで終わります。

○木野委員長 次に、上原康助君。

○上原委員 私は、きょうは現在審議をいたい

ております駐留軍関係離職者等臨時措置法の若干の内容と、それに関連をいたします駐留軍離職者

ながら全般的に申しますと、いまお話しのように現在の基地従業員は二万二千人でございまして、逐年整理がかなりございまして減つてしまつたわけですが、この整理状況の推移を見ますと、本土と沖縄とを合わせまして、復帰以後四十年度、八年度、九年度、このあたりは大体六千人から七千人ぐらいの整理が年々出でつたわけでございます。五十年度におきましてこれが約三千三百九十人、五十一年度は二千三百五十一人ということでございまして、この整理数はだんだん減つてきております。ことに五十二年度は一月三十一日現在で年度初めから全体で七百三十六人の整理、まだ二月、三月の分が多少これに加わりますが、それにしましても八百人台で五十二年度はとどまるであろう、こういうふうに思つております。在日米軍の機能に大きな変化がない限りは、これから非常に速いテンポで従業員が減るというふうな状況は予想しにくいわけでございます。

現在、在日米軍は軍人の数が四万六千人ぐらいかと思いますが、基地従業員はその半数を割つております。御承知のとおり、かつては軍人の数と基地従業員の数は同数くらいおつたわけでございますが、現在これは半分を割つておる。こういう状況でもありますし、整理数の逐年の推移から見ましても、この整理のテンポはスローダウンしてきておるという状況もござりますので、この先のことについて、必ずしも楽観はできませんけれども、著しく大きい整理が続いていくような状況はないというふうに現在の段階では見ております。

○上原委員 そういたしますと、五十三年度はどうなつてているのか、御説明ください。

○宣理政府委員 五十三年度につきましては見通しはございません。ただ、予算の特別給付金の積算上の根拠として一応の数字がござりますけれども、これは整理の見通しとすることではございませんで、予算積算の必要上、過去の三年間にわた

る傾向値を追つて予算積算の基礎としておるということにとどまりますので、現在の段階では五十三年度がどのくらいになるかということの見通しはつかんでおらないと申し上げるのが正直なところでございます。

○上原委員 ちょっと、その点については、またさらに後で議論を進めてまいりますが、一応過去三年の特別給付金の実績に基づいて予算化をしたことですが、その人員は幾らですか。

○直理政府委員 千数百人であったと思います。整理に係る一表の分と定年に係る二表の分と合わせまして予算積算上は千二百九十一人ということにいたしております。これは前年度五十二年度の予算積算上の数字は二千九百四十八人でありますので、この特別給付金の算定基礎としても、かなり減っております。

○上原委員 大体この特別給付金の給付対象人員

というのは、これまでの実績などをながめていま

すと、さほど解雇人員数と差がないので、いま施

設庁長官御答弁になられたよう五十三年度にお

いても千人前後の解雇者は出るものと予想され

る、そういうふうに考へざるを得ないわけですね。

そこで長期の雇用計画については十分な数字を

明らかにすることは困難だということであります

が、いまの御答弁からしましても、ここかなりの

期間、駐留軍というのが二万人前後は雇用をされ

るであろうということはおおよそ想像というか、

推定できると思うのですね。そういう観点からし

ますと、この駐留軍離職者等臨時措置法は確かに

臨時立法ではあるけれども、まだ必要性とい

うものを認めざるを得ない。そういう御見解にお

いては政府も労働省も施設庁も同じかと思うので

すが、いかがでしよう。

○直理政府委員 初めに、ただいま先生がおっ

しゃいました前段のところで現地等において誤解

が生ずるといけませんので申し上げておきます

が、特別給付金の予算上の算定基礎は機械的に計

算をいたしております。過去三年の平均傾向から

推して計算いたしております。したがって、たと

えば五十二年度では特別給付金の計算基礎として二千九百四十八人ということでございますが、五十二年度の実際の整理数は、ただいま申し上げましたとおり八百人台でとどまるだろうといふに私ども見ております。したがつて、五十三

年度の特別給付金の積算基礎の人数が即施設庁の方で見ております整理の見通しを踏まえておると

いうふうにとられますことは誤解を招くかと思いま

ます。それから先生の御質問の本論でございますが、私どもは、こういう状況でございまして、おつしや

るとおり二万人台の雇用は、少なくとも見通し得る当分の間は続くであろうと思いますが、それに

しましても、米軍の編成がえその他事情によりまして、やむを得ず生ずるところの整理が全くな

くなるというふうには樂觀はいたしかねるわけでございます。その意味におきまして、現在審議を

お願いしております臨時措置法の今後における必要性と申しますが、これは大変欠くべからざるものであると思いますので、せひとも、この期限の延長につきましては私どもも心から御審議、御可

決をお願いしたいと考えている次第でございま

す。

○藤井国務大臣 御指摘の点、認識において全く一致しております。

○上原委員 そこで、この臨時措置法の内容について若干お尋ねと問題提起をしておきたいわけであります。

○上原委員 そこで、この臨時措置法の内容につ

いて若干お尋ねと問題提起をしておきたいわけであります。

○上原委員 そこで、この臨時措置法の内容につ

いて若干お尋ねと問題提起をしておきたいだけであります。

○上原委員 そこで、この臨時措

す。一年未満で再就職した者に対する就職促進手当額の七十五日分、一年以上六ヶ月未満で五十日分、一年六ヶ月以上二年未満で三十日分、二年以上三年未満で、これは沖縄在住者のみのようですが二十日間というふうに、四段階に分けて、再就職をした場合に一定の奨励金というものを支給するように現行法令上なつておるわけですが、これも先ほど申し上げましたように、最近の失業実態、あるいは中高年齢化しているという軍関係離職者をより速やかに安定した職場に再就職を奨励するという立場において、私は現行の再就職奨励金の支給方法を抜本的に改める必要があるのじやないかという気がするわけです。

要するに、この臨時措置法の制定というか立法の目的というものは、あくまでも再就職、職業転換ということに、そもそも重点を置いておったと

思ひます。しかし、現在ではむしろ援護措置といふことに比重がかかるつていいような感を受けます。しかし、現在ではむしろ援護措置といふことに比重がかかるつていいような感を受けます。その必要性はもちろんありますけれども、三年間の期間があるからということで、促進手当といふことに非常に拘束をされて、定着した仕事に三年後じやないつけないといふ、ある面では逆のブレーキになつておる面もあるのじやないかと

いう気がするわけです。したがつて、一年以内に定着した仕事におつきになつた離職者に対するアドバイスがなつておる面もあるのじやないかといふことは、あくまでも再就職、職業転換、労働者が新しい職場に魅力を感じる、ある点についても、ぜひ関係省庁で十分御検討いただ

きたいと思います。

向きてで検討すべき御提言だと思うのです。関係省

廳と連絡をとりまして今後に処したいと思いま

す。

一つ、ここに付言しておきますけれども、そういう意味も含めまして、すでに御案内だと思いま

すが、中高年齢者の雇用促進のために、中高年齢者を雇い入れる事業主に対する助成する。

企業者の場合には普通支払う賃金の三分の一、こ

ういう制度を設けた趣旨も御指摘の考え方によ

応するものでございまして、とかく失業者が定着

してしまう、これはその人のためにも幸せではな

く、再就職促進という面からいって御指摘の点は

十二分に含んで、今後検討させていただきたいと

思ひます。

上原委員 そういつたことについては、ぜひ十

分の御検討を賜りたいと思います。

そこで、いま大臣から御答弁のありました雇用

奨励金、事業主に対する奨励金、中高年齢者を

雇用する民間企業を含めての、そういう制度がで

きたわけですが、これなども、もつと大胆に活用

すべきだと私は思うのです。これは何も駐留軍

関係のみにとどまらず、最近の雇用・失業状態を

考えた場合に要するに中高年齢あるいは炭鉱と

か駐留軍とか、そういう離職者を雇用する事業主

に対しても現在たしか最高一万四千円の賃金補助

を出していると思うのですが、これだけでは幾ら

中高年齢者といったつてせいぜい八分の一ないし

十分の一程度の足しにしかならないと思うのです

ね。もちろん財政の都合もいろいろあるでしょう

が雇用問題、失業問題をもつと抜本的に解決を

していくためには、しかも経済がこれだけ落ち込

んだ状況では、やはりそいつた社会政策的な雇

用の拡大、創出というものを考えなければいけな

いと思うのですね。奨励金をやると同時に、そ

れでござります。具体的な中身はそういうこと

でございます。

○上原委員 この法律、ほかにもいろいろあるに

はあるのですが、あと一点指摘しておきたい点が

あります。

これも過去の経緯からして、あるいはまた現在

の、補助金などをできるだけ削減をしていきたい

という行政全般の当面している状況からする

と、なかなか容易でない面もあるうかと思うので

が、この離職者等臨時措置法で、各都道府県、

市町村の離職者等対策協議会に対する経費の一部

補助について規定をされているわけですね。指摘

しておきたいと思います。

○藤井国務大臣 御指摘の趣旨は、私は非常に前

向きで検討すべき御提言だと思うのです。関係省

廳と連絡をとりまして今後に処したいと思いま

す。

○上原委員 うえでございまして、とかく失業者が定着

してしまう、これはその人のためにも幸せではな

く、再就職促進という面からいって御指摘の点は

十二分に含んで、今後検討させていただきたいと

思ひます。

上原先生が指摘されました雇用奨励金につきま

しては、従来から駐留軍離職者については他の制

度と異なりまして、年齢にかかりなく、これを

雇い入れた事業主の方に平均して月額一万二千円

程度の雇用奨励金を一年間支給する制度があつた

わけでございまして、これは来年度におきまして

は一千円の増額を図るということにいたしております

わけでございまして、ただいま大臣が御答

弁いたしましたことは、駐留軍離職者対策として

のそういう施策のほかに、こういう雇用・失業情

勢でございますので、中高年齢者の雇用促進、雇

用開発という趣旨から、四十五歳以上の方を雇い

入れた事業主の方々に、中小企業ですと賃金の三

分の二、大企業ですと二分の一の助成をするとい

う、いわば雇用開発のための新しい制度を設けた

わけでございまして、駐留軍離職者の方々の中に

は中高年齢者が非常に多いわけでございまます

ので、こういうものも大いに活用いたしたいとい

うと思います。具体的な中身はそういうこと

でございます。

○上原委員 この法律、ほかにもいろいろあるに

はあるのですが、あと一点指摘しておきたい点が

あります。

この点が現行の面では欠落している重要な点じやないかと思いますので、この

点についても、ぜひ

関係省庁で十分御検討いただ

いて、積極的に、いま申し上げたような方向に改

正する御配慮を、この際おとりになる必要がある

と思うのですが、この点についての御見解を承つ

ておきたいと思います。

○藤井国務大臣 私の答弁の言葉足らずと申しま

すが、実は中高年齢者を雇い入れた事業主に対し

て助成するというの

は、たゞ

全部の離職者に対し、中高年齢者の雇用

を助成するという職旨でございまして、ひとつその

ように御理解をいただきたいと思ひます。

○谷口(隣)政府委員 ちょっとと補足して説明さ

せていただきま

す。

上原先生が指摘されました雇用奨励金につきま

しては、従来から駐留軍離職者については他の制

度と異なりまして、年齢にかかりなく、これを

雇い入れた事業主の方に平均して月額一万二千円

程度の雇用奨励金を一年間支給する制度があつた

わけでございまして、これは来年度におきまして

は一千円の増額を図るということにいたしてお

る。臨時措置法の第九条三項に「国は、都道府

県又は市町村が地方協議会を置いたときは、予算

の範囲内において、政令の定めるところにより、

せつかり法律でこのことについて規定をされて

いる。臨時措置法の第九条三項に「国は、都道府

に統合されても、従来この離職者対策審議会が果たしてきた役割りといつものを職業安定審議会においても十分生かされる方途を、いまから私はどうべきだと思います。その職業安定審議会に専門部会を置くなり、いろいろな形でやらないといふ結果になつてもいけないと思うのです。その点についても御見解をお伺いしておきたい。

なぜ私が、このことを指摘をするかといいますと、この法律だけにかかるわけにはまいりませんので、この駐留軍関係離職者対策の方針については昭和四十九年四月三十日に閣議決定といいますか、なされて、中央駐留軍関係離職者等対策協議会で、この対策要綱が提起をされているわけです。ここで盛られていることは、現在でも政府として駐留軍離職者対策をおやりになつていく上で十分生かしていかなければいけない内容が盛られています。ここで盛られていることは、現在でも政府としてきておりますので、今回審議会の統廃合で仮に廃止になるという結論が出たという段階では、いま申し上げたことは十分踏まえて生かされるよう、現段階から御配慮をいただきたいと思うのですが、いま申し上げた二点について御見解を煩わしておきたいと思います。

から、そついた沖縄県の現場、第一線の地方自治体の雇用安定対策としては職業安定所があるわけございますから、これが職業安定所には、現在の厳しい雇用情勢を踏まえて、国から職業安定行政推進の予算措置を相当しております。したがつて、そういうた職業安定所が中心になつていろいろな情勢交換の場をつくる、打ち合わせの会合をする、こういったことは十分財政措置をいたしておるわけでございまして、そういう点において御指摘の方向に雇用政策が展開するということを私は期待いたしております。

○上原委員 そのほかに全駐労なり全軍労の方からも特に沖縄の駐留軍離職者対策を推進していく上での集団就労計画というのが提出されております。駐留軍の離職者事業団を設立したいとか、あるいは雇用基金制度を設けて、いわゆる自力更生で離職者の皆さんがあやしていく環境を、国も県なりも積極的につくっていただきたい。そのためには、いろいろな計画なり助言、指導をやつただきたいということが提案をされて久しくなるのですが、これなども、むずかしい、むずかしいということで一向に進展をしていないわけですね。この点は沖縄全体の雇用・失業問題と関連をさせて後ほどお尋ねいたしますが、こういうこともやはりこの法律を積極的に活用、運用していく上では必要な政策の範囲に私は入っていると思いますので、その点もぜひ十分にその提案等を受けとめていただいて御検討を進めていただきたいということを一応指摘して、次の問題に入ります。

そこで、こういう形で離職者対策なり、あるいは離職前のいろいろな職業訓練なども、この法律の範囲でやってきておられるわけですが、次は施設庁に主としてお尋ねいたしますが、先般からいろいろ問題になつてしましました駐留軍の基本問題との関係で、日米間で七七春闘の賃金改定合意がなされる段階でいわゆる基本問題として、まだ継続検討になつている問題があると思うのです。その一つが、米軍がいろいろな施設なり機構を開鎖する、あるいは縮小していくときに、請負業者に業

務を移管していこうという、いわゆる業者切り替えの問題。もう一つは先ほど私が冒頭にお尋ねしましたように、一体今後の駐留軍の雇用計画というものがどういうトレンド、動向になっていくのか。少なくとも最低限度、会計年度内の雇用計画というのを明示すべきだと私たちは思うのです。三年ないし五年という中期の雇用計画というものが、もし明らかにできないということであるならば、少なくとも会計年度においては、どのくらいの解雇があり、またどういう人事措置がとられるということはやるべきだと思うのですが、この雇用計画についても日米間で継続審議になつておろうかと思うのです。さらに三点目は、これは地位協定にもうわたされておりますように、わが国の労働法令については基地労働者といえども、米軍といえども完全に尊重すべきだ、遵守すべきだということになつておろうかと思うのです。

いま申し上げた業者切りかえ問題、もちろん私は、これは絶対反対という立場で取り上げているわけですが、二点目の雇用計画、三点目の労働法令の適用問題、これは一體日米間のその後の話し合いというのはどういうふうに進展をしているのか。また政府としては、このことについてはどのように対処をしていかれようとしておられるのか。お聞かせをいただきたいと思います。

いろいろ検討しておりますが、交渉ごとでございまので、具体的にどういうふうに詰めていく、あるいは詰まる見通しであるということを申し上げることはできませんけれども、いずれにしましても、この問題の重要性にかんがみまして、基本的に従業員の雇用関係、労働関係を一層安定化した基盤の上に置くということを主眼といたしまして、できるだけ早く結論を得るよう、対米交渉を促進してまいりたいというふうに考えております。

○上原委員 賃金改定問題が合意を見て後に、この三点についてはどの程度 米側とはお話し合いを持つたわけですか。公式な政府間交渉といいますか、話し合いというのは持たれておらないのか。あるいはもし差し支えなければ、おおよそのめどづけは、この時期までに結論を出したいとか、そういうお考えもあつて、やはり日米間の話し合いを進めると私は思うのですが、そこいらの点はどういう状況でしょうか。

○宣理政府委員 実を申しますと、これらの問題について私どもも早く交渉を進めなければならぬというふうに考えておりますが、昨年の合意に基づきますMLCその他諸契約の改定の問題等がございまして、この継続検討事項の三つの問題につきましては、まだ具体的な交渉に入つております。先ほど申し上げましたとおり、日米双方でそれぞれ、この問題をどう進めるかを検討している段階でございまして、契約の改定問題は大体目鼻がついてまいりましたので、今後精力的に、この継続検討の問題について交渉に入りたいということで、米側にも話しておるところでございます。そういう段階でございまして、まだ、いつまでに結論が得られるかということを申し上げられないのはまことに遺憾でございますが、現在の段階では、これから鋭意交渉を促進するということで御了承いただきたいと思います。

○上原委員 御答弁に納得しかねる面もあるわけですが、相手のあることでもありますので、特にきょうは雇用計画の策定問題と業者切りかえ、請負制移行の問題について、もう少し触れておきた

い  
の  
で  
す。

次に私がお尋ねをしようとする、この間も内閣委員会でも少し取り上げました、沖繩の在沖米陸軍が三月十日に発表したところの例の整理統合計画からしても、日米間の政府交渉にまで、合同委員会のたしか正式議題にまでなっている雇用計画の問題を全く無視する形で、整理統合計画といふものを米側が一方的にやっているわけですね。したがって、そういうことに対しても施設局も外務省も、いま少し毅然たる態度でやっていたかなないと、結局、犠牲を受けるのは雇用員ということになるわけですね。今日まで基地労働問題はいろいろ議論をされ、福利厚生費の負担問題等についても、われわれもいろいろ意見などもありながらも、やはり従業員、働いている労働者に余りにも過重な犠牲なり負担をかけてはならぬという立場で、日本側もやるべきところはやって、同時にアメリカ側が理不尽な合理化なり首切りをやつてきたなどということに対しては、断固として政府も、その不合理なことに対しては筋を通すといふことが、今日のこの問題に対する多くの国民なり、関係労働者の切実な声だと私は思うのです。それを無視された形ではいけないのでではないでしょうか。したがって、この雇用計画の策定問題については、少なくとも米側に対し、米会計年度の当初において年間の雇用計画をまず明らかにさせることで、年内にどうしても雇用計画に変更があるという場合においては、その変更内容を一方的に発表するなりあるいは通告する以前に、政府間交渉で十分やつて、調整した上でやるぐらいの手順を踏まなければいかぬと思うのです。そして、万々やむを得ず解雇という措置をとらざるを得ない場合には、九十日の予告期間なりそれ以上をあくまでも守つてもらう。その間に自主退職なり、あるいは配置転換とか職業訓練を含めていろいろな手を打つ。こういうシステムというものをこの際、確立してもらわなければ困ると思うのですね。この点について、いま私が申し上げたようなことで当然臨まれると思うのですが、御見解

○直理政府委員　ただいま先生のおっしゃることは大変よくわかるわけでございます。私ども雇用主の立場で、二万二千人の従業員並びにその家族を含めれば十万人近い生活にかかわる問題について責任を持つておるわけでございますので、從来から雇用の安定、労務の安定という問題につきましては、できる限りの努力をいたしておりますつもりでございます。かつ、その場合に、おっしゃるところ、できるだけ前広に米側の方針を承知して、その事態に対応するいろいろな措置を余裕もつて講ぜられるようになることが大変意義のあることであるということも、私ども全く同感でございます。

三月十日に発表されました在沖米陸軍の業務の移管問題につきまして、また後ほどお答えする機会もあるかと思いますが、それ自体は雇用整理の問題に直ちにつながってくるということではないわけでございますが、当然影響が出てくるわけでございます。在日米軍の編成なりあるいは業務の所管分野の問題について、これは米軍の問題でございまして、合同委員会で検討するというふうな問題ではないと私どもも思いますけれども、関連して生ずべき労務への影響等につきましては、私どもも米側の考え方を十分に、できるだけ早く情報を得て、対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

気持ちにおきましては、先生のおっしゃることに同感でございます。

○上原委員　それは施設庁長官、私が申し上げたことを理解するとか気持ちをわかるだけではダメなんだよ。少なくとも、このぐらいのことはやつていただかぬと、それは失礼ですが政府としての体をなしませんよ。アメリカもそんな無鉄砲なことを、勝手気ままなことをするなら出て行けと言つたらしいですよ。安保条約をすぐなくするというなら私もこの議論をやめていいですよ。アメリカは、いま基地の維持費にしたつて、いろんな問題で、わが方に財政負担をやれという要求

また相手が理不尽なことをやるなら、それに対し  
ては毅然たる態度で筋を通して、国民の権利と利  
益を守るのがお役人なり政府の当然の責務じゃあ  
りませんか。そのことはぜひ踏まえてやっていた  
だきたいと思うのです。

それともう一つは、請負制移行の問題ですが、  
残念ながら最近の円高で、これも今後、基地労働  
者には大きなインパクトになるわけですね。悪影  
響を及ぼす。現に昨年ありました横須賀の海軍の  
下士官食堂の問題とか、あるいは諸機関、エクス  
エンジ、PXあたりの合理化、人員削減という  
ものが出てきている、独立採算制のこの職場にお  
いては。したがって、もちろん円高問題、日米間  
の経済状況というのは、そう簡単に、わが方の立  
場とかあるいは相手側の主張ということを聞きつ  
放し、言いつ放しというわけにはいかないでしょ  
うが、少なくとも、こういう円高問題が続いてい  
るからということで、即断的に基地労働者の首切  
りなり、あるいは賃金切り下げなり、また労働の  
需要はあるにもかわらず、民間なり、ほかの企  
業にやすやすと請負をさせるというシステムに移  
行するということはやるべきでないと思うので  
す。これなども、ぜひ歯どめをかけていただきた  
い。この点についてはどのように対処していくか  
ようとしておられるのですか。

○亘理政府委員 業者切りかえの問題が、特に I  
HA 従業員の雇用の安定にかかる非常に重要な  
問題であるということについては、私ども全く認  
識は同じでございます。

昨年の横須賀におけるお話の件が出ましたとき  
にも、私ども大臣以下あらゆるレベルで米側に交  
渉をいたしまして、できるだけ、その被害が少な  
くて済むように努力いたしたわけでございます。

同時に、昨年の横須賀の問題は、十分な余裕を置  
かないで米側の案の提示がございまして、その処  
理に困惑したわけでございまして、万一、業者切  
りかえを必要とするような事態が生ずるという場  
合には、できるだけ早く前方に、その内容あるい

一緒になつて最善の解決策を考えたいということでお申入れもしておるわけでございます。その業者切りかえの問題が決して安易にやれるようなものでないということは、去年の横須賀の経験あるいはその前にもあつたわけでござりますが、米側も十分認識しておると思います。私ども、この業者切りかえの問題が安易に扱われることがないよう、さらに一層注意をいたすとともに、米側にも私どものそういう態度を徹底してもらいたいというふうに考えております。

○上原委員 そこで、全然やつておられないとは私は言いませんが、いろいろ御苦労もあると思うのですが、要するに、あなたはもつとえらいのですよ。あなたは二万三千名の雇用主なんです。しかも、防衛施設庁長官は、駐留軍従業員の賃金決定権もあるのです、法律上、それを引用するまでもなく。それを、どうもアメリカに弱いというか何かわからぬけれども、要するに米軍が、雇用問題についてはあくまでも使用者として、いわゆる採用権、雇用権それから解雇権、いわゆる人事の任用権を持つてゐるから、そうなつてゐるわけでしょう、自由裁量によつて。このことに歯どめをかけないといかぬですよ。これは、もう二十五年前とは違うのですよ、安保条約ができた段階と。地位協定の運用にしたつて、悪い方向に私は解釈を言つてゐるのではないのです。二十四、五年前にはアメリカが、失礼な言い方ですが、戦勝国として、あたかも高飛車にいろんなことを、日本をコントロールするみたいなことをやつてきた。沖繩だってそうなんだよ。二十七年間踏み台にしてきた。むしろ、そういう条件で私たちは民主主義といふものを、抵抗権といふものを培ってきたんだですよ。

そういう観点に立つと、この段階においては、アメリカが使用者という立場で人事の任用権全部を使用することに日本政府は断固反対だ。採用権についても、解雇の問題にしても、合理化の問題にしても、軍事機密に関しないことについては一切

日米間で協議の上ないと履行させぬ。決定させぬというところぐらいの毅然たる行政的立場と政治性といふものがないとかねと思うのです。そのことを改めない限り、この問題というのはなかなか議論がかないなくなってくる。したがって、そういう任用権についても、この際ぜひA・B間、日米間で話し合っていただきたい、もっと日本政府の権限が行使できる労務行政、労務管理といふものをこの際、樹立をすべきだと私は思うのです。

○直理政委員 駐留軍從業員の労務管理につきましては、先生十分御承知のとおり、いわゆる間接雇用方式をとつておるわけでございます。したがいまして、私が日本政府を代表して雇用主の立場ということをございますが、使用者は米側であるという形になつております関係上、この労務管理は第一義的には從業員を直接かつ実際に使用しております米軍が行うというたまえになつておるわけでござります。しかしながら、日本側としましても、いまお話しのとおり從業員の雇用主としての立場にござりますので、米側の人事権につきまして勝手はうだいにやらせておるということではございませんので、從業員に対してとられます各種の人事措置、給与その他の勤務条件の決定あるいは作業条件の変更等に際しましては、雇用主の立場でこれに関与しまして、從業員の身分や勤務条件等に不利益が生ずることのないよう米側と十分協議、調整を行つておるところでござります。

この努力が十分でないというおしかりはあるかと思いますが、私どもとしましては今後とも、現在の方程式のもとにいて関係從業員が不利益をこうむることのないよう、不利益が少しでも、こゝる場合にも少なくて済むようきめ細かい配慮をいたしまして、從業員の労務管理に毅然たる態度で臨んでまいりたい。一層の努力をいたさなければならぬといふうに考えております。

○上原委員 ゼヒひとつ積極的な姿勢でやつていただきたいと思います。

そこで、いまの件とも関連するわけですが、私

は去る二十四日の内閣委員会でも、ちょっとの時間でしたが、外務大臣にもお尋ねしたのです。きょう外務省もおいでと思いますが、先ほど少しお触れになつております在沖米陸軍が今回発表した整理統合計画、これは「在日米國陸軍支援責任の整理統合」なんて、何か日本語にしてはわかるようなわからぬような言い回しですが、この中で問題は、いろいろ、この背景はあると思うのですが、そこはいずれの機会に議論をするといいたしまして、きょうは労務問題だけに限ります。

要するに、いまの米軍の再編統合の動きを見てみると、空軍と海兵隊は沖縄に集中する。海軍は本土の基地周辺。まあ岩国に若干海兵隊があるわけですが、そういう方向で、この二、三年どんどん縮小計画というか、強化されてきている面があるわけです。したがつて、ほとんど補給部門に関する限り在沖陸軍というものは今年いづれになくなつていく。同時に、現在でも御承知のように二千四百名くらいの陸軍関係雇用員が沖縄にいるわけですが、したがつて、これだけの人に影響を与える重大な整理統合であるにもかかわらず、一方的に言つてきたということ、その後、直ちに在日米軍とも、あるいは在沖米軍ともいろいろ話しあつて、その具体的な内容を明確にして対策を立てることでございまして、まだ固まっていないうといふのが実情であると思つております。米側におきましても、地元において知事さんその他官にも施設庁長官にもお会いしたし、また外務大臣も、従来のような形式的な取り扱いではいかぬから、施設庁とも防衛庁とも協議をして積極的にやりますということをおつしやつた。どうなつてゐるということでしたら、せんだつて私も防衛庁長官によつておつしやつた。どうなつてゐるということでしたら、せんだつて私も防衛庁長官によつておつしやつた。どうなつてゐるということでしたら、せんだつて私も防衛庁長官によつておつしやつた。どうなつてゐるということでしたら、せんだつて私も防衛庁長官によつておつしやつた。どうなつてゐる

○直理政委員 去る三月の十日在日米軍から、沖縄にあります米陸軍の業務の空軍あるいは海兵隊への移管計画が発表されたわけでございまが、これは五十一年の三月に発表されました在日米陸軍の再編成計画の一環だと聞いております。私どもは、この計画の実施に当たりましては、当然のことながら從業の方針と同様に、從業員の雇用の確保を図るということに最大のねらいを置きまして米側と調整を図りたいと思っておるわけですが、それにつきましても具体的な計画を立てて、きょうは労務問題だけに限ります。

私どもは、この計画の実施に当たりましては、雇用の確保を図るということに最大のねらいを置きまして米側と調整を図りたいと思っておるわけですが、それにつきましても具体的な計画を立てて、きょうは労務問題だけに限ります。

○上原委員 長官、これは米側の態度、というより米側の計画がすべて煮詰まってといいますか、一切、向こうだけで策定をされた後に交渉を持つてもいかぬと私は思うのです。したがつて、そこには当然お気づきで、やっておられるとは思っているのですが、もう少し先ほど申し上げたようなことを踏まえてやつていただきかなければいかぬですね。

この間にも少し引用したのですが、この中で「予備交渉の結果によると、受け入れ側の米軍では、場合によつては在日米陸軍から移管される日本人従業員の数より少い人員を必要とし、又は在日米陸軍従業員が所持する技能以外の資格を必要とすることがあります。この場合、人員整理措置が必要となります」とあるわけですね。したがつて、この該当者に言わせれば、今日このような状況、しかも、あれだけ深刻な失業状態の中で、さらには何千名切られるのか、何百名切られるのか、自分はどうなるのか、そういう気持ちでやれるといふのはたまたものじやないです。こういうことを一方的にさせるいわれはないのじやないですか。これに対しては、先ほど言いましたような十分な対策をとつてもらわなければ困ると私は思ふのです。

さらに、これはこういうことも発表の中で明らかにしておりますよ。「支援責任の整理統合は継続的に一九七八年末まで行われます。主要業務は米國陸軍から他の米軍へ移管されます。然し、予定されている整理統合の結果、施設を日本政府へ返還することはいたしません。」明確なんですね。

最後に何をぬけぬけと言つておるかといいますと、最後の結びのところでは、こういうことまで初めて出てきた、「これらの支援業務の移管は在日米國陸軍の任務に変更をもたらすものではありません。在日米陸軍第九軍團は継続的に主要部隊としての地位を保持し、日本政府及び陸上自衛隊との友好関係を堅持します。」冗談じやないですね。だから、われわれが言つてゐるよう、基地機能やあるいはアメリカが駐留している任務や機

能そのものはいささかも損なわなければ、従業員だけ、そこで働いている労働者だけは、できるだけ切り詰めて合理化をしていく、首切つていいということは、どうにも合点がいかないのであります。そこに大きな問題があるという認識で、ひとつせひやっていただきたい。

そこで、いまいつまでということは言えないということですが、早急に、そういう面は明らかにしていただきたいし、いま指摘をしたことも十分理解をした上でやっていたいただきたいし、このことについては過去にも既得権の保障はなされて、配転措置、他軍への配置がなされた経過もありますので、そういうことについては十分な対策をとりながら、この計画の内容を明らかにさせていくよう努めをいたしますね。

○亘理政府委員 おっしゃるとおりでござります。先生御承知のとおり五一年の三月に在日米陸軍の再編成計画が発表されまして、昨年におきましても相当な所管業務の移管が行われまして、

昨年の二月から六月にかけて陸軍とか空軍の間の調整がされました。その際も関係従業員は約千二百名に上ったわけでございますが、私どもも鋭意在日米軍司令部と折衝いたしまして、その九〇%以上の従業員の方については継続雇用を図ることができたところでござります。

今回の移管方針の実施に当たりまして、従業員に大きな寄せが起らぬよう、私どもは先ほど申し上げておりますとおり、できるだけ前広に米側の考え方を確認し、それに対しまして私どもの考え方をぶつけまして、最大限の雇用の確保、安定を図つてしまりたいというふうに考えております。

○上原委員 その点は、あと一点残つておりますので、三月十七日に私も文書で申し入れをいたしました。その内容をぜひ踏まえていただきたいと思います。

それから三月十四日に駐労共闘会議の方からも「在沖米陸軍施設の他軍への移管に伴う駐留軍従業員の雇用継続要求に関する申し入れ」というの

が出されております。特に「施設移管に当つては、業員整理者を優先的に採用すること。」こういうことは最低限度考慮に入れて対策をおとりになります。が、場所が変わる場合は、転任の措置をとること。機能は変わらないこと。機能は変わらな

いが、場所が変わる場合は、転任の措置をとること。機能は変わらないこと。機能は変わらな

いるのはアメリカのバスだけ、とびらを変えている。これでは七、八千名もいる基地従業員の場合は、一体どうなるのかということ。基地内の安全対策はどうなるのか。米人は御承知のように右通行を国内ではやっている。きわめて危険な問題があると思うのです。そして、この要綱で出しているのは「米軍基地対策、沖縄県の交通における米軍基地関係交通の重要性にかんがみ、米軍人等に対する交通安全教育・広報、米軍関係車両対策、基地内の交通安全施設の整備等について交通方法変更への充分な対応措置が行われるよう米軍側と緊密な連絡をとり必要な協力をを行う。」これだけですね。全くあとはない。これはどうするつもりですか。どういう対策をとろうとしているのか。それが一つ。

もう一つは、経費負担の問題はどうなるのですか。米軍施設内の交通方法変更をやる上で、どのくらいの経費がかかつて、その負担は、これまでの政府の見解は、原則的には米側負担だということを言ってきたのですが、ここいらはどうなつているのか。ぜひ、この際明らかにしていただきたいと思います。

○亘理政府委員 沖縄においては、御承知のとおり、総理府に置かれています。沖縄県当局も要綱発表段階において県の考え方などを提示をしながら、もつといろいろ県民要求を入れるということを求めてきたのですが、残念ながら、去る十七日でしたか発表された要綱というものは、特別事業について若干、一言、「二言直しただけ、あとは総理府が最初に起案をしたそのままですね。これでは全く県民の要求を踏みにじつたことになると言わざるを得ないわけですが、いずれ、そういう面は、また沖縄・北方問題特別委員会なりその他の議論になると思うのですが、

基地内の対策は一体どうなっているかということですね。

○丹波説明員 お答えいたします。

たゞいま対策室長が申されましたことは、恐らく昭和五十一年の十月の下旬に、合同委員会を通じましてアメリカ側に、今度沖縄で交通方法が変わら、ひとつ基地内の交通も変えてくれといふいろいろ話し合いもございまして、米側で所要の準備を行つてあるというふうに承知しております。

正直なところ、施設庁はこの問題について具体的に余りタッチしていないのでござります。

ただ、この交通方法の変更に伴いまして御指摘の基地従業員の安全確保の問題がござりますので、この点につきましては、人身事故防止の観点から非常に重要な問題であると考えますので、私どもとしても沖縄県の渉外部を通じまして、

必要な措置をとるように申し入れをいたしており

まして、米側におきましても、駐留軍従業員に対する交通方法の変更についての映写会等を実施しているという報告も受けておりますが、なお、必

要に応じて米側に協力を求め、あるいは具体的な

安全教育等についても、さらに相談をしてまい

たいというふうに思います。

なお、基地内の交通方法の変更に伴います施設等の費用が、ある程度かかると思いますが、この

点につきましては私どもも、米側から要求も出ておりませんし、必要な措置については米側の負担

において米側で実施するものと心得ております。

○三島政府委員 米軍側とは日米合同委員会の場

で、米軍人等に対する交通安全教育あるいは広報、

米軍関係車両対策、基地内の交通安全施設の整備等につきまして、交通方法変更への十分な対応措

置が行われるよう、いま交渉しておりますほか、

日本側関係省庁及び在日米軍司令部関係者がたび

たび会合いたしまして、話合いを進めておると

ころでござります。また現地でも両者間の連絡会

議を開催して話し合いを進めているところでござ

ります。

○亘理政府委員 沖縄においては、御承知のとおり、総理府に置かれています。沖縄県当局も要綱発表段階において県の考え方などを提示をしながら、もつといろいろ県民要求を入れるということを求めてきたのですが、残念ながら、去る十七日でしたか発表された要綱というものは、特別事業について若干、一言、「二言直しただけ、あとは総理府が最初に起案をしたそのままですね。これでは全く県民の要求を踏みにじつたことになると言わざるを得ないわけですが、いずれ、そういう面は、また沖縄・北方問題特別委員会なりその他の議論になると思うのですが、

基地内の対策は一体どうなっているかということですね。

○丹波説明員 お答えいたします。

たゞいま対策室長が申されましたことは、恐らく昭和五十一年の十月の下旬に、合同委員会を通じましてアメリカ側に、今度沖縄で交通方法が変わら、ひとつ基地内の交通も変えてくれといふ申し入れをした、こういうことを指しておられると私は思っています。

○上原委員 皆さん少し物はよう考えて言つてもらわねば……。五十一年の十月ですか、もう一遍確かめておきましょ。

○丹波説明員 少なくとも最初に、この問題を合

同委員会で取り上げたのは五十一年です。

○上原委員 いや、その後の合同委員会は何回開いていますか。

○丹波説明員 合同委員会は先生御承知のとおり

一週間に一回開いておりますが、アメリカ側は五  
十一年の十月に日本側が申し入れたときに、基本  
的に日本側の要請には協力します、こういうこと  
になつておりますて、その後の具体的な問題につ  
きましては、急ぎ付けて審査が具体内にこゝりか  
まること、急ぎ付けて審査が具体内にこゝりか

○上原委員 私は何も、ここで質問するのを機械的に物を言っているんじやありませんよ。少なくとも少しほは考へながら私でも発言していますよ。だから、何らの対策もとられていないというのが私の受けとめ方、私の認識なんだよ。私は関係者から調査もした。いま三島室長がぬけぬけとぬけぬけと言つたら失礼ですが、あたかもやつてゐるかのよに、合同委員会でやつていますと言つては余りタッチしていませんとはつきり言つてゐるわけでしょう。外務省に答へさせてみれば、五

十二年と言ふかと思つたら五十一年の十月です、一体いま何年ですか。それで十分な対策をとつておりますと言ふんですか。冗談じやないです。

○三島政府委員 私、先ほどお答えいたしましたとおり、合同委員会の場で正式には交渉しておる

日本側の関係省庁と在日米軍司令部の関係者がたびたび会合を持ちまして交渉を進めておるわけです。また現地でも現地の関係者が集まりまして話し合いを進めておる、こういうことでござ

○上原委員 そうしますと、基地内の問題については一切、総理府の交通対策室が取り仕切つてい

るということですね。  
○三島政府委員 私どもは一応、窓口という立場  
で、関係省庁と一緒に検討を進めておるというこ

○上原委員 これに要する経費問題はどうなつたのですか。

おきましては、米軍が、安全上の観点から実質的に交通方法の変更に伴う対応措置を行うことになつております。そして日本側は、米軍がこのた

めに行う基地内の交通安全施設の整備等につきまして安全上十分な措置が行われるよう米軍と緊密な連絡をとりながら必要な協力をを行うというたまえになつておるわけでござります。

設内のすみ切りとか、あるいは信号、交通標識その他を整備していくには、かなりの費用がかかるということでしたよね。先ほど施設庁長官は、施設庁に対しても米側から何の申し入れなり話がないので、アメリカ側の責任においてやるべきものだと思うという答弁があつたわけですね。そこいらの点はどうなつているかということです。

○三島政府委員 米軍側の責任において必要な対応措置をとることになります。非公式の場では、たとえば標識がどれだけ要るんだとか、いろいろなことは米軍側の立場としておっしゃつておるわけでございます。しかし、あくまで米軍側

の責任において必要な措置を講ずる。それに対して日本側としては実質的に協力できる範囲内で協力する、こういうことでござります。

○上原委員　そうしますと、非公式式でもいい、公式でもいい、要するに在沖米軍基地の施設内の交

通方法を変更していく上でやらなければいけない  
作業に必要な経費は幾らぐらいかかるんですか。  
**○三島政府委員** 一応、非公式の場では施設関係  
だけでも五十万ドルぐらい要るというようなこと

は話には出しております。しかし、実質的にどれだけ必要かにつきましては、私ども十分承知はしておりません。

○上原委員 外務省でもいいし設議室でもいいのですが、この五十万ドルについては当然話し合いは日米間であると思うのですね。合同委員会で二月二十三日の午後二時半から二時四十五分まで

員会を五十一年の十月にやつて、その後も現地でもしばしば在日米軍とも話し合いをしておるという、いま三島室長の御答弁ですからね。どうなんですか、そこのいらは。

○丹波説明員 本件につきましては、私が総理府の担当の方から聞いておるところでは、ある時点では確かに四十二二三万ドルの金額の問題として

日米間で話し合いがあった。それはそれとして現在は、標識を数千本、日本側から何とかしてもらえないだろうかという話も別途あって、今後いろいろ話を詰める段階にある、こう承知しております。

○上原委員 もちろん、それはお話し合いはしてもらわにやいかないと思ひますし、また必要と思ひますが、私は何もここで皆さんのお揚げ足を取つたり、いろいろやろうという気持ちはないのですよ。余り皆さんのが委員会などで突っぱねた物の言ひ方、御答弁をやって、その場限りで何とかにのこうという姿勢がしばしばあるんで、私はそれに対して不満であり納得いかないのでよはつきり申し上げて。と言いますのは、七月三十日といふのは、もう、きょうは三月の二十八日ですよ。

四、五、六、七、あと四ヵ月しかないです。基地内というのを皆さん御承知のように一つのロミニュ

ニティーになつていますよ。一つの大きな集落で  
すよ、嘉手納エアベースにしたつて瑞慶覧にし  
たつて、そのほかの基地にしたつて。そうします  
と皆さん、この間、参議院の質問のときなんかは、  
交通方法変更については万全の措置をとつて、そ

の作業はもう十分進捗していると胸を張ったようですね。しかし、われわれが見る限りは、決してそういう状況でないと思うのですね、民間地域にしても、ましてや基地内の問題等ね。こういうこ

とを十分に掌握をせぬで、いまだに費用も四十四、五万ドルあるいは五十万ドル、これもあつちが持つだろう、こちが持つだろう。アメリカ側に言

うと、これは当然みんな日本本がやるだろうと言っている。それが話がつかないから手つかずと基地内の関係者は言つてはいる、私の知る範囲では。そ

ういうものをやにして七月三十日からましたということで、県民なりみんなが見やすいところだけ変えましたということをやつて、一体十分な安全措置というのがとられるのですか。私は、

沖縄の県民、沖縄に住んでいる者として非常に懸念をするから、そういう不安を持つから、声を大にして何回もこういうことを尋ねているのですよ

ね。こういうことについては、もう少し誠意を持つてやっていだいたらどうなんでしょう。それが一つ。ぜひその点、明確にさせていただきたい。さらには、これは施設庁に。どうも窓口にはなつません。いや、なつます。でも、

言ひ過ぎかもしませんが、そういうかつこうになつてゐるような感じですね。基地従業員の対策なんか全くなされていませんよ。大型車両を運転している人々なんか非常に不安を持っておりますね。道路のすみ切りも基地内のものは全然変えられてない。そういう面とか、せんだつて、これも「交通方法変更について」ということで五項目申し入れをいたしました。「交通方法変更に伴う米軍施設内の一切の経費については米側負担で実施させること」二つ目に「交通方法変更に当つては、基地従業員の生命と職務上の安全確保を最優先し万

全の措置を講ずること。」三つ目に「交通方法変更に伴う安全確保をはかるため、全軍労代表を含めた対策委員会を設置し、基地内における事前・事後の対策を十分に講ずること。」四番目に「特に大型車輛運転者（重機類等を含む）に対する事前の

訓練及び安全教育を勤務時間中に実施する」と。五番目に「米軍人・軍属及びその家族に対し、交通方法変更の趣旨を周知徹底させ、特に新しく沖縄に勤務する者については一定期間の教育

訓練を行い、基地内外を問わず日本の交通法規を完全に遵守させること。」少なくともこの措置については、施設庁も外務省も総理府の交通対策室

も早急に米側と連絡会議か何かの合同会議を持つて、いまからやらないと、これは間に合いませんよ。これはどういたしますか。

○三重県府委員 交通方法変更に伴う必要な対応措置といったしましては、ただいま御指摘のとおり、交通安全施設の問題のほかにも、車輌対策の問題、それから一番大事な交通安全教育の問題等がある

わけでござります。確かに交通方法の変更が安全かつ円滑に実施できるよう万全を期さなければならぬと思いますので、だんだん日時も迫ってき

おるわけでござりますから、一つ一つの問題点につきまして、米軍関係者とそれから私ども関係省集まりまして、いま具体的に詰めを行つておるわけでございます。おっしゃるとおり、たゞま申し上げました諸般の問題につきまして今後、具体的な対策の推進を図つていかなければならぬということを努力してまいりたいと思います。

○上原委員 ちょっと抽象論で納得しかねるのでありますが、施設庁長官と外務省、基地内の雇用員の安全確保の問題については米側と早急にお話し合いを詰めて対策を講じていただけますね。

○亘理政府委員 私どもも基地従業員の交通方法の変更に伴う安全の問題については重大な関心を持つておりますので、先ほど申し上げましたように、いまでも沖縄県を通じまして在沖米軍に申し入れもいたしておりますが、さらに必要な申入れその他の措置を考えたいと思います。

○上原委員 ゼひこの点も、総理府も含めて十分な対策をやついただきたいと思います。そこで、時間も来ましたので、大臣またお戻りになりましたから、きょうの臨時法の件それから駐留軍の基本問題、いろいろお尋ねしましたが、最後に沖縄の雇用・失業全般の問題について、さらに積極的に御努力をいただきたいと思いますので……。

これはしばしば取り上げてきたことなんですが、たとえば沖縄なんかでの議論によりますと、沖縄開発局は五十三年度の公共事業費で大体八千名程度の雇用増になるということを言っているわけですね。しかし、では実際の積算根拠とか、どういうタイプの労働者が雇用されるのが吸収できるのか。あるいは現在失業状態にある方から雇用するのか新規の方から雇用されるのか。いろいろ聞いていくと、全然この具体的なあれはないで、ただふんわりと七、八千名できます、あるいは一人近くできますということで先行している面があるのですね。これでは私は納得できないと思うのですね。こういう面もぜひ明らかにしていただきたいということ、もう一つは先ほどから申し

上げておりますように、依然として雇用・失業問題というのはきわめて深刻な状況なんですね。しかも二十九歳以下というのが失業者の六五・五%まで申し上げました。おつしやるとおり、たゞま申し上げました諸般の問題につきまして今後、具体的な対策の推進を図つていかなければならぬということを占めている。本土の場合はたしか三九%かそれですが、施設庁長官と外務省、基地内の雇用員の安全確保の問題については米側と早急にお話し合いを詰めて対策を講じていただけますね。

○上原委員 ちよつと抽象論で納得しかねるのでありますが、施設庁長官と外務省、基地内の雇用員の安全確保の問題については米側と早急にお話し合いを詰めて対策を講じていただけますね。

○亘理政府委員 私どもも基地従業員の交通方法の変更に伴う安全の問題については重大な関心を持つておりますので、先ほど申し上げましたように、いまでも沖縄県を通じまして在沖米軍に申し入れもいたしておりますが、さらに必要な申入れその他の措置を考えたいと思います。

○上原委員 ゼひこの点も、総理府も含めて十分な対策をやついただきたいと思います。

そこで、時間も来ましたので、大臣またお戻りになりましたから、きょうの臨時法の件それから駐留軍の基本問題、いろいろお尋ねしましたが、最後に沖縄の雇用・失業全般の問題について、さらに積極的に御努力をいただきたいと思いますので……。

これはしばしば取り上げてきたことなんですが、たとえば沖縄なんかでの議論によりますと、沖縄開発局は五十三年度の公共事業費で大体八千名程度の雇用増になるということを言っているわけですね。しかし、では実際の積算根拠とか、どういうタイプの労働者が雇用されるのが吸収できるのか。あるいは現在失業状態にある方から雇用するのか新規の方から雇用されるのか。いろいろ聞いていくと、全然この具体的なあれはないで、ただふんわりと七、八千名できます、あるいは一人近くできますということで先行している面があるのですね。これでは私は納得できないと思うのですね。こういう面もぜひ明らかにしていただきたいということ、もう一つは先ほどから申し

上げておりますように、依然として雇用・失業問題というのはきわめて深刻な状況なんですね。しかも二十九歳以下というのが失業者の六五・五%まで申し上げました。おつしやるとおり、たゞま申し上げました諸般の問題につきまして今後、具体的な対策の推進を図つていかなければならぬということを占めている。本土の場合はたしか三九%かそれですが、施設庁長官と外務省、基地内の雇用員の安全確保の問題については米側と早急にお話し合いを詰めて対策を講じていただけますね。

○上原委員 ちよつと抽象論で納得しかねるのでありますが、施設庁長官と外務省、基地内の雇用員の安全確保の問題については米側と早急にお話し合いを詰めて対策を講じていただけますね。

○亘理政府委員 私どもも基地従業員の交通方法の変更に伴う安全の問題については重大な関心を持つておりますので、先ほど申し上げましたように、いまでも沖縄県を通じまして在沖米軍に申し入れもいたしておりますが、さらに必要な申入れその他の措置を考えたいと思います。

○上原委員 ゼひこの点も、総理府も含めて十分な対策をやついただきたいと思います。

そこで、時間も来ましたので、大臣またお戻りになりましたから、きょうの臨時法の件それから駐留軍の基本問題、いろいろお尋ねしましたが、最後に沖縄の雇用・失業全般の問題について、さらに積極的に御努力をいただきたいと思いますので……。

これはしばしば取り上げてきたことなんですが、たとえば沖縄なんかでの議論によりますと、沖縄開発局は五十三年度の公共事業費で大体八千名程度の雇用増になるということを言っているわけですね。しかし、では実際の積算根拠とか、どういうタイプの労働者が雇用されるのが吸収できるのか。あるいは現在失業状態にある方から雇用するのか新規の方から雇用されるのか。いろいろ聞いていくと、全然この具体的なあれはないで、ただふんわりと七、八千名できます、あるいは一人近くできますということで先行している面があるのですね。これでは私は納得できないと思うのですね。こういう面もぜひ明らかにしていただきたいということ、もう一つは先ほどから申し

上げておりますように、依然として雇用・失業問題というのはきわめて深刻な状況なんですね。しかも二十九歳以下というのが失業者の六五・五%まで申し上げました。おつしやるとおり、たゞま申し上げました諸般の問題につきまして今後、具体的な対策の推進を図つていかなければならぬということを占めている。本土の場合はたしか三九%かそれですが、施設庁長官と外務省、基地内の雇用員の安全確保の問題については米側と早急にお話し合いを詰めて対策を講じていただけますね。

○上原委員 ちよつと抽象論で納得しかねるのでありますが、施設庁長官と外務省、基地内の雇用員の安全確保の問題については米側と早急にお話し合いを詰めて対策を講じていただけますね。

○亘理政府委員 私どもも基地従業員の交通方法の変更に伴う安全の問題については重大な関心を持つておりますので、先ほど申し上げましたように、いまでも沖縄県を通じまして在沖米軍に申し入れもいたしておりますが、さらに必要な申入れその他の措置を考えたいと思います。

○上原委員 ゼひこの点も、総理府も含めて十分な対策をやついただきたいと思います。

そこで、時間も来ましたので、大臣またお戻りになりましたから、きょうの臨時法の件それから駐留軍の基本問題、いろいろお尋ねしましたが、最後に沖縄の雇用・失業全般の問題について、さらに積極的に御努力をいただきたいと思いますので……。

これはしばしば取り上げてきたことなんですが、たとえば沖縄なんかでの議論によりますと、沖縄開発局は五十三年度の公共事業費で大体八千名程度の雇用増になるということを言っているわけですね。しかし、では実際の積算根拠とか、どういうタイプの労働者が雇用されるのが吸収できるのか。あるいは現在失業状態にある方から雇用するのか新規の方から雇用されるのか。いろいろ聞いていくと、全然この具体的なあれはないで、ただふんわりと七、八千名できます、あるいは一人近くできますということで先行している面があるのですね。これでは私は納得できないと思うのですね。こういう面もぜひ明らかにしていただきたいということ、もう一つは先ほどから申し

上げておりますように、依然として雇用・失業問題というのはきわめて深刻な状況なんですね。しかも二十九歳以下というのが失業者の六五・五%まで申し上げました。おつしやるとおり、たゞま申し上げました諸般の問題につきまして今後、具体的な対策の推進を図つていかなければならぬということを占めている。本土の場合はたしか三九%かそれですが、施設庁長官と外務省、基地内の雇用員の安全確保の問題については米側と早急にお話し合いを詰めて対策を講じていただけますね。

○上原委員 ちよつと抽象論で納得しかねるのでありますが、施設庁長官と外務省、基地内の雇用員の安全確保の問題については米側と早急にお話し合いを詰めて対策を講じていただけますね。

○亘理政府委員 私どもも基地従業員の交通方法の変更に伴う安全の問題については重大な関心を持つておりますので、先ほど申し上げましたように、いまでも沖縄県を通じまして在沖米軍に申し入れもいたしておりますが、さらに必要な申入れその他の措置を考えたいと思います。

○上原委員 ゼひこの点も、総理府も含めて十分な対策をやついただきたいと思います。

そこで、時間も来ましたので、大臣またお戻りになりましたから、きょうの臨時法の件それから駐留軍の基本問題、いろいろお尋ねしましたが、最後に沖縄の雇用・失業全般の問題について、さらに積極的に御努力をいただきたいと思いますので……。

これはしばしば取り上げてきたことなんですが、たとえば沖縄なんかでの議論によりますと、沖縄開発局は五十三年度の公共事業費で大体八千名程度の雇用増になるということを言っているわけですね。しかし、では実際の積算根拠とか、どういうタイプの労働者が雇用されるのが吸収できるのか。あるいは現在失業状態にある方から雇用するのか新規の方から雇用されるのか。いろいろ聞いていくと、全然この具体的なあれはないで、ただふんわりと七、八千名できます、あるいは一人近くできますということで先行している面があるのですね。これでは私は納得できないと思うのですね。こういう面もぜひ明らかにしていただきたいということ、もう一つは先ほどから申し

○古寺委員 いつごろがめどでござりますか。

○亘理政府委員 ただいま申し上げましたよう

に、これから本格的な交渉に入る段階でございま

すので、交渉事でございますから、いつ結論を得

るかということについて、いまの段階では明確な

見通しを申し上げかねるわけでございます。でき

るだけ早く結論を得るように努力いたしたいとい

うこととで御容赦いただきたいと思います。

○古寺委員 この三事案に対する労働省の考え方

はどうでございますか。

○小粥説明員 三事案の特に最初の国内労働関係

の法令についての問題でございますが、いわゆる

労働基準法あるいは労働安全衛生法等の適用の問

題がございます。一応、地位協定上は国内「法令

の定めるところによらなければならぬ。」とな

なっておりますが、実際の適用上では、率直に申

しましていろんな手続等もございますから、なか

なかむすかしい面もございます。したがつて、そ

うした面がぜひ基本労務契約の中に盛り込まれる

ようにしてほしいという希望を私ども持つております。

従来から防衛施設庁の方にも、そつした旨

をお願いしておるところでございます。

○古寺委員 米側が、そういう要求に対しても、こ

れをのまない理由は何でございますか。

○菊池政府委員 お答えします。

現在、特に労働法令の適用等につきまして継続

検討の課題でございますので、技術的、実態的に

は労働法令を守らしていくことにしており

ます。立ち入り等の問題がございましても、そ

の都度われわれが米軍等に交渉いたしまして、監

督庁等の御指導をいたたくというふうにいたして

おる次第でございます。

○古寺委員 先生の御指摘の点につきましては、米軍基地という特殊な地域でございますもの

ですから、やはり立ち入りにつきましては、われ

われの方で、いつ幾日立ち入りをしたいというこ

とで調整をとりまして立ち入りをするということ

にいたしております。

○古寺委員 労働省にお尋ねしますが、そういう

施設庁が間に入つて、それで前もつて事前に打ち

合わせをして、いろんな立入検査その他をやつて

いるわけですが、その場合に、いろいろな問題が

考えられるわけでございますが、その点について

は労働省はどういう点について懸念しております

か。

○小粥説明員 労働基準監督官が基地内に立ち入

ります場合に、いろいろな態様がございますが、

一つは事故が起きた場合の災害調査というような

形のものでございます。それからもう一つは、現

実に事故が起きているわけではございませんが、

関係法令の遵守状況等を調べるという形のものが

ございます。從来、先ほど防衛施設庁の方からも

お答えございましたように、基本労務契約の中で、

そうした日本側機関による検査の手続が定められ

ておりますので、それによりまして、あらかじめ

通告した上でやる、こういうかつこうになつてお

りますから、それでやつております。たとえば災

害調査の場合そうしたものは可能であるわけでござ

りますが、ただ隨時という形になりますと、現

在の国内の民間事業所に対する監督指導の姿より

は少々窮屈な点があることは、これは否めない事

実でございますが、その点は基地という事柄の性

格上やむを得ない点もあるうかと思います。ただ、

現在の基本労務契約で一応、安全衛生等の国内法

の定めるところによつて実施する計画を立てて

やつていく、こういうことはなつてござります

が、個々の具体的な安全衛生関係の規制等になり

していきたいというつもりでいるわけでございま

す。

○古寺委員 履用計画についてはどうでございま

すか。

○細野政府委員 長期的な雇用計画については、

先ほど米お話をございましたように、なかなか先の

見通しが立ちにくいといういろいろな問題がある

ようでございますが、もちろん私どもの立場としては、それがある程度、見通しがついた方が望ま

しいというふうには考えているわけでございま

す。

○古寺委員 大臣、いま二つの問題、一つは労働

法令の適用の問題あるいは長期雇用計画の問題、

こういう問題について大臣は防衛施設庁を通じて、あるいは直接、米軍側に要望したことがござ

います。

○藤井国務大臣 過去の事実的な関係の問題でござ

りますから、政府委員をして答弁いたさせます。

○小粥説明員 国内労働関係法令の適用の問題に

つきましては、私ども防衛施設庁を通じまして從

来、米軍との折衝に当たつていただいてるわけ

でございます。労働省として直接米側に申し入れ

るということはいたしておりません。

○古寺委員 こういう労働の専門的な分野につき

ましては、米側と折衝する場合に、やはり日本の

代表としては労働省が直接米軍側と交渉するとい

うようなことはできないのですかね、施設庁長官。

○亘理政府委員 施設庁も当然関係いたしております

わけでございますが、ほかの省庁の関与される分

野について直接米側と交渉なさるということは、

いろいろ例もございまして、できないことはございません。

○古寺委員 それはできないというよりも、改善

する方向で検討できませんか。

○亘理政府委員 いま私、申し上げましたのは、

それぞれ行政分野の所管庁におきまして直接米側

とお話し合いをなされるということについては、

例もござりますし、できることでございます。

私ども駐留軍從業員の問題につきましては直接雇

用主という立場にござりますので、なるべくは私

どもが所管行政府の御意向を受けまして米側と折

衝に当たつておりますが、所管庁において直接米

側と話し合いをされるということも不可能ではございません。

○古寺委員 不可能ではないというお話をござい

ますので、労働省の方から、駐留軍從業員の労働

の立場を守るために今後、積極的にひとつ働き

かけをしていただきたいと思います。

○古寺委員 次に、円高ドル安に伴いまして、さらにもまた米

軍の機構の変更等に伴つて、沖縄では二千名以上

の合理化が行われるのではないか、こういうこと

が言われているわけでございますが、昭和五十三

年度においての見通しを施設庁から承りたいと思

います。

て、昨年の初めから、特に後半、非常なドル安円高傾向が顕著になつてきましたが、これによって人員整理が非常にふえてきたという状況はないわけでございます。

に対する雇用の創出とか、いろいろな問題があるわけですが、労働省として今後これらの問題に対してもどういうようなお考えをお持ちか、お伺いしたいと思います。

用奨励金制度等に比べますと額的にもかなり大幅な増額になるという制度でございます。  
○古寺委員 非常に支給する期間が短いので、果たして、どれだけの効果が期待できるかというの

費の問題とあるわけですが、五十三年度、この四月から、この関係につきまして日本政府で、予算が成立いたしますれば、これを負担することにいたすことに考えておりますが、当面は、いま

の移管の問題、海兵隊あるいは空軍への移管の問題が去る三月十日に米側から発表されたわけですが、これはまだ、その移管の具体的な手順等について米軍内部で調整中でございまして、内容がはつきりいたしておりません。沖縄におき

高年齢者の雇用がなかなかむずかしい状況にあるわけでございますが、この点につきましては、来年度から中高年齢者を採用する事業主に対しまして賃金について補助をする制度を新設いたしまして、従来からやつております諸対策にあわせま

年制を一年ずつ延長していく方法なんというのは、労働省はお考えになつていませんが。

○細野政府委員　定年延長につきましても定年延長をした場合の奨励金制度というのがございまして、延長した年につきまして年額幾ら、一人当たる

き継いで日本側でこれを負担するということで予算措置をお願いしておるところでございます。ただ今後の問題といたしましては、これは予算措置の関係はござりますけれども、私どもも従業員の希望等も十分聞きまして、この福利厚生関係の充

ます米陸軍の施設で働いております従業員の数は、全体で約二千五百人ぐらいおりますが、これが整理対象ということではもちろんないわけでござります。これは業務の移管に伴つて人員整理がある程度出てくる心配はないわけではございませ

いま申し上げました助成金制度を活用しまして中高年齢者の雇用機会の増大を図つてしまひた。あるいは緊急的に就労の必要のある方につきましては、これも公共事業が大幅に拡大されますので、それに対する吸収という形を從来以上に積

り彼らということで助成をいたしている制度がござります。

実について努力はいたしてまいりたいというふうに考えております。

○古寺委員 沖縄の場合でござりますが、沖縄では健康保険は政府管掌健康保健に加入しております。内地の方は駐留軍要員の健保組合に加入し

この移管に伴つて雇用の確保が大きくなり阻害される  
というようなことの絶対がないようによく米側に申し  
入れております。米側も雇用安定確保について  
は最善を尽くすということを申しておるわけでござ  
ります。

○古寺委員 では具体的にお伺いしますが、高齢者なら高齢者、まず何歳からですか。それで、そういう方を採用した場合には、どのくらいの助成額を、どのくらいの期間、助成するのか。それから

ものは進んでおります。まあ最近の不況によりまして、その延長の幅が、たとえば從来ですと五十五から六十ぐらいまで一遍に飛んでいったという状況が、最近の状況になりますと一年刻み、二年刻みというふうに非常に小幅になつてきておりま

違うわけなんですね。給付の内容も違います、負担の内容も違います。こういうような差別をするというのは私はよくないと思うんですね。当然これは同じような負担、公平な給付をする上において、内地と同じように健保組合と一緒にするとか、

りまして、昨年も前半期にかなりの施設の移管が行われまして、その対象従業員も千二百人ぐらいおったわけでございますが、配転その他の措置によりまして九割以上は雇用の継続が確保されたところでござります。私ども、この問題につきまつて

下げていくのか、いろいろな考え方があろうかと思いますが、具体的に構想をお聞かせ願いたいと思います。

いるということはあるのでござりますけれども、御存じのように、制度の調査を始めまして以来、初めて五十五歳定年が五〇%を割りまして、一方六十歳定年が約三六%ぐらいになるというふうな二、三のばく立派の金庫を金庫へお送りする

○ 壱 理 政 府 委 員 おっしゃるとおりでございま  
す。この問題につきましては歴史的な沿革もござ  
りますので、二点までお尋ねいたしましたが、そ  
れはならないと思うのですが、この点については  
いかがですか。

○古寺委員 そこで、この離職者の問題でござい  
ては、おもむろともも考慮をもよく通話をとりまして、情報ができるだけ早くキヤッチいたしまして、雇用の安定確保に最大限の努力をいたしたいと思つております。

でござりますか。これは高齢者の場合は五十五歳以上の高年齢の失業者を採用した事業主に対し、まして中小企業の場合、これはいまの安定資金制度と同じ規模でとつておりますが、この中小企業につきまして賃金の三分の二を、それから、その

○古寺委員 その問題を余りやっていると時間が長くなりますので、この次に、またお聞きするところにしまして、福利厚生関係でござります。いままでは米軍側が持っていたようですが、

ますか、定年で退職される方もあるれば、あるいは整理の対象になる方もあるうかと思ひますが、特に高齢者の離職者でございますが、非常に再就職の例はむずかしいわけでございまして、三沢といふのは、現在百五十名から一百名ぐらい再就職できないでいるような実態でございますが、こういう問題については特に中高年齢層に

他の企業につきましては賃金の二分の一、これを五十五歳以上は六ヶ月間助成をするということをございます。それから中年につきましては四十五歳以上でございまして、これにつきましては、中小企業とその他とで賃金の助成の割合は先ほどと同じでございますが、期間が、この場合には三ヵ月ということことでございまして、従来のたとえば雇用

本土の駐留軍要員健康保険組合に加入するということでござりますが、この点につきましては、かねて沖縄の組合からもその要望が出ておりますし、本土の駐健保組合においても、その加盟について賛成の決議をいたしておりますこともございまして、私どももこの要望にこたえまして、この一本化が早く実現するよう努めをいたしたい

と思っております。現在いろいろな手続あるいは駐健康保組合が主体になりまして沖縄における給付の実態調査等も行いたいと思っておりますが、そういうことも含めまして手順を積極的に進めて、沖縄の従業員の駐健康保組合への加入の早期実現を図つてまいりたい、こういうふうに思つております。

○古寺委員 厚生省は、この点についていかがでござりますか。

○小島説明員 話は承つてあるようですが、具体的に事業所編入の相談まではまだ提出されてないよう聞いております。手続といたしましては、受け入れ側の組合員で規約の改正をいたしまして、そういうような事業所も組合員の範囲に取り込むという改正の手続がございまして、編入される事業所、沖縄の事業所になりますが、ここでは事業主とそこに働く被保険者の半分ですか、事業主と被保険者側ではその半数以上の同意が必要です。

○古寺委員 厚生省は喜んで受け入れると思うのです。

ですから施設厅の方は、従業員の気持ちになつて、もつと積極的に働きかけをしなければならないと思うのです。そういう点が防衛施設厅に欠けていると私は思う。ですから先ほどの協議三事案にいたしましても、なかなか問題が煮詰まらぬ

というのは、私はあなた方の姿勢にあろうかと思ひます。ですから従業員の立場に立つて、雇用不安を解消するための雇用計画にいたしましても、労働者の権利を守るために労働法令の適用にいたしましても、こういものをもつと積極的に進めしていく必要があつうと思いますので、その点につきましては強く要望しておきたいと思います。

次はベースアップの問題でございます。国家公務員に準じてベースアップをするようになつておりますが、これが毎年のよう何とかトラブルが起きないとベースアップをしないということを繰り返しているような感じを、われわれは抱くので

すが、もう戦後三十年間も一生懸命働いて、早く言えば雇用主は政府であり防衛施設厅なんですか、國家公務員に準じてベースアップをきちっとやつてあげるということが大事ではないかと思ひます、今後はいかがでございますか。いつも非常にくれているようでございますが。

○宣理政府委員 四十八年秋のいわゆる石油ショックがございまして、わが国の賃金水準が非常に高騰を來したということ、それからまた、米国政府の海外駐留経費の節減方針といったことも起因いたしまして、数年来、駐留軍従業員の給与改定の交渉が難航いたしたということは、おつしやるとおりでございます。

そこで、おっしゃるとおり、こういうことではならない。従業員の雇用、生活の安定に直接かかわりのある重要な問題でありますので、公務員の給与改定に準じて、これと同時同率で実施するということを、できるだけ早く合意に達するようにいたさなければならぬと私どもも当然考えております。一昨年来、この問題がきつかけとなりまして、労務に関する基本問題の交渉を重ねてきましたところでございます。

それで、昨年の五十二年度の給与改定につきましては、御承知のとおり公務員の給与改定の実施に余りおくれることなく、年内に米側との交渉がまとまりまして調印の運びとなつたわけでございまます。

今後の問題につきましても、昨年の日米間の合意の際に、米国政府は、良好な労務関係維持のために在日米軍従業員の給与改定を五十二年度と同様の考慮——ということは、公務員と同時同率で円滑に実施するということをございますが、同様の考慮を払つて実施するよう努力するということを申しておるわけでございまして、私ども、これまで踏まえまして、今後とも、この給与改定の円滑な実施について万全の努力をいたしました

が、これらの懸案の問題につきまして、労働省も防衛施設厅も積極的にひとつ前向きで取り組んでいただきたいことを特にお願いを申し上げまして、時間ですから終ります。

○草川委員 次に、草川昭三君。

私は、昨年、この社会労働委員会として沖縄の現地視察をさせていただいたわけでございますが、その沖縄の現地視察の問題を踏まえまして、この法案に賛成の立場から、少し質問をさせていただきます。

ただいま古寺議員からも、いろいろとお話をあつたわけでございますが、沖縄の状況は、失業者が約七%を超えておるわけでございまして、日本でも地域的には最高の失業状況にござります。

現地の安定所の方々とお話をいたしますと、七%の失業というものは、実は暴動寸前の数字ではないだろうか。だからぜひ、これの延長を止めようか。だけども、その暴動寸前に、これを支えておるのは、実は雇用調整給付金、特に、いま提案をされておりますこの法案が生きておることではないだろうか。だからぜひ、これの延長をお願いしたい。あるいはまた、細かいいろいろな広域職業紹介等の要望も受けたわけでございます。

だけれども、この問題以外に、沖縄の中には戦後私の最も非常に真剣に取り上げなければいけません混血児の問題なんかもたくさんございまして、中には、この混血児の方々の中無国籍、

国籍のない方がやはり相当数見えるという話も聞きました。そういう方々は、現在の現地における社会保障、一切の保護なり保障を受けていない。こ

んなことを私ども調査団も聞きまして、具体的に報告書が出ておるわけでありますが、じやあ一体どこで、この問題をどう取り上げるか、団長を含めていろいろと相談をしたことを思い出すわけでございますが、それだけに、改めて私どもは、こ

の際、外務省の方にお伺いをしたいのですが、れども、昭和五十二年十二月二十二日の日米合同委員会での合意事項で、いわゆる法定福利費と任

意福利費、管理費、三項目を日本側が負担すると

いうことになつたわけですが、その間の理由、経過について簡単に。そして同時に、ヨーロッパの場合は、その当該国的一切の負担になつたという

間をすることになると思うのですが、駐留軍関係の労務問題ということになるわけでございます。先ほども漸次、数が減つてきた、整理の減少、合理化は減つてきたということでおざいます。中央駐留軍関係離職者対策協議会の四十九年四月二十五日の決定の中で「人員整理の見込は握」については「できる限り早期に」「は握するよう努める」ということがあるわけですが、一体、ただいまのところ、どの程度の期間で施設厅は米軍の方からこのようなことを受けるのか、まずお伺いしたいと思うのです。

○菊池政府委員 私どもは米軍に対しましては、できるだけ早く雇用の状態を通知するように交渉させておりまして、現在のところ、ほぼ九十日前に通告を受けるというような慣行にいたしております。五十二年度におきましても、現在九六%程度が九十日以上前に通告を受けるというような状態にしております。

○草川委員 そうすると、約三ヶ月近い前に通告を受けて、実際上の労務問題にこれが移つていくわけでございますが、九十日間の事前通知という形で、これが行われるわけですか。

○菊池政府委員 普通の給与が支払われていると

いうことでござります。

○草川委員 私どもとしては、もつと事前に向こ

うの方から事前通知を受けて、わが国の負担なら負担というものを少なくして、そして、対象者には九十日以上の事前通告というものを十分与えていく必要がある、こう思うわけでござります。

この際、外務省の方にお伺いをしたいのですが、れども、昭和五十二年十二月二十二日の日米合同委員会での合意事項で、いわゆる法定福利費と任

意福利費、管理費、三項目を日本側が負担すると

いうことになつたわけですが、その間の理由、経



者をめぐる諸問題というのは全然解決されていないわけです。安易な形で民間移行ということが行われると非常に問題だと私は思うのですけれども、この民間移行の問題も含めまして、実際、具体的な提案というのは何ヵ月前にこれもわかるわけですか。

○**官理政府委員**　ただいまの先生のお話は、いわゆる業者切りかえの問題だと思いますが、先ほども上原先生の御質問のときにもお話を出ましたように、昨年も横須賀の下士官食堂においてそういう問題が出まして、その解決をつけるのに相当難渋をいたしたことはござります。

それで内閣ドレアで、ふつわるI-H-A、者幾萬

の運営も苦しくなる点があることは確かである、と思います。ただ一概に、そうばかりとも言いつては、円高ドル安になりますと、基地においては売り上げがふえる要素もあるだろうと思します。円高ドル安の問題が、いわゆる諸機関の運営に具体的に響いてきているか、まだ具体例は承知しておりませんけれども、いずれにしましても私ども、かねてから安易に請負業者に委託をして、そして従来の従業員の身分を不安定な状態に置くということは納得しかねるところでござりますので、この点については、そういう動きがありますれば、できるだけ早く情報を得まして対策を講じたい、こう思っております。

どのくらい前にということは、必ずしも、はつきりしたルールはございませんけれども、昨年の横須賀の際には、かなり差し迫つてから通告が参りましたので、その点については、もっと前広に米側の考え方を聞かせてもらいまして、日米双方で妥当な解決策について協議をする時間的な余裕ができるよう考へてもらいたいということを強く申し入れております。今後とも、その方針で臨みたいと思います。

いと思います。外務省の方、これで結構でござりますから。

省の方からお答えになられましたけれども、実際は第四種からも漏れておる人もいますし、第四種と言われた民間企業の下請の労働者の方々でも、内地へ一たん来たり、それからまた戻つたりするようなことから、救われていない人も非常に多いと思うのです。だから私は、さらにこれは継続して、ひとつ実態把握をされて、差別のないよう取り扱いをしていただきたいというように思いました。

時間がございませんので簡単に次の方へ移つてまいりますけれども、実はこれも沖縄の失業者が非常に多い。現地で雇用をふやしてもらいたいと、いうのが一般的な意見でございますし、例の沖縄の海洋博の跡地利用、これは国営海洋博記念公園として整備中でございますけれども、これが実際非常に内容が複雑になつておりますし、例の沖縄公園の管理財団が行つておる。この予算は開発庁が計上しておるわけですが、その執行というのは建設省だ。ところが、この建設省の方からどこにいとかといふと、沖縄総合事務局開発建設部といふところへいく。そして一部は、遊園地なんかは沖縄県のまた外郭がやっておるという、非常に複雑でございまして、あれだけ大がかりな沖縄開発のためのプロジェクトが一たん終わりますと、現地の人たちがどこへどう採用されておるのか、非常に私は少ないと思うのです。

非常に私は慨嘆をいたしましたのは、ガードマーンは全部直接従業員じゃないですね。第二次か三次か知りませんけれども、とにかく三次か四次の下請労働者として、ようやく沖縄の方々が採用されておるにすぎません。受付の女の子もしかりです。結局、直接の正規の国家公務員というのは、ほとんど本省から出向しておる人ですよ。沖縄の人の求人ということを考えたら、現地におけるあれだけりっぱな公園の運営なんかをするならば、もつと直接従業員として採用すべきだと思うのですが、そういう点について、どうしてもこれは納得いかないのですが、大体このことを質問しようとthought, 一回りしないと、だれが答弁すればいいのかなあと思つたって、

るか、きのうまでわからなかつたのです。しかも最終的には、どこがこの所管をするのかわかつたのはけさですよ。そんなことで一体沖繩の雇用の問題を語ること自分が私はおかしいと思うくらいな不愉快さがいっぱいございますが、とにかく、ようやく現地の雇用の問題については建設省所管だということがわかつたわけで、建設省の方からお答え願いたい。

○三好説明員 国営海洋博覧会記念公園につきましては、昭和五十一年七月沖繩におきます国際海洋博覧会の跡地を利用し、現在、面積約七十七ヘクタールの沖繩の特性を生かしましたところの亞熱帶性の公園ということで整備に着手しているわけでございます。現在、そのうちの一部、約三十六ヘクタールにつきまして一般の利用に供しておられるという状況でございます。

この管理につきましては財團法人海洋博覧会記念公園管理財団に業務を委託して実施しておりますが、昭和五十二年度におきますこの財団の定員は二十八名でございます。

なお、この公園の管理業務につきましては、今後、公園が整備され進捲してまいりますと面積がふえてまいるわけでございまして、その現地の方々の雇用の機会も増大していくものと考えております。

○草川委員 だから、ここで労働省にお伺いをしたいわけですねけれども、労働省というのは、いまのような雇用をふやすという基本的な立場にあります。昭和四十九年の閣議報告、中央駐留軍関係難職者等対策協議会の対策大綱で、あるいは地方公共団体の協力を得て所要の対策を推進するなんなり、昭和四十九年の閣議報告、中央駐留軍関係難職者等対策協議会の対策大綱で、あるいは地方公共団体の協力を得て所要の対策を推進するなんなり、実際予算は開発庁というものが持つておる。だったら予算を持つ開発庁あたりが積極的に雇用の拡大をはかつて、しかも、できたら国の税金を出すわけですから、言葉が悪いのですけれどもビンはねですね、一次、二次、三次なんとい

下請で、ようやくガードマンが採用されるのではなくて、正規に退職金もつく、いわゆる守衛さんを雇うように、労働省は、沖縄ということがこれだけ言われておる以上は、しつかりと雇用の形態についても私は発言をしてもらいたい、責任を

関係離職者に対しましては安定所におきまして、この制度の趣旨徹底に努めまして、御指摘のよつて、この利用の促進を図つてしまりたいというふうに考えておるわけでござります。

○草川委員　お言葉はいいのですけれども、やはりつゝこじ過ぎつかうでございます。(五十一年度予算)

ということでござります。これは現在五十年度の実績で見ますと、自動車整備、造園関係、調理師等の六種目をやっておりまして、大変好評を博しているところでございます。

○細野政府委員 お尋ねの四十七年以降の離職者の中で再就職した方の数は、二千七百六十人でございます。現在四千四百四十九人が求職活動中、こういうことでござります。

持つてもらいたい。こうしてようやくに思うわけですが、そういう点について、ひとつ局長から答弁を願いたいと思うのです。

○細野政府委員 非常に具体的な会社なり企業なり、あるいは団体等につきましての、また具体的な雇用形態の問題になりますと、直接に指導する立場もなかなかむずかしい面もござりますけれども、しかし、お話を御趣旨そのものはきわめてよくわかりますので、今後とも努力をしてまいりました、こういうふうに思ひます。

は利用者六十人で百二十万円、実績はゼロです。五十二年度の予算は六十八名で二百七十二万円ですけれども、ただいまのところ数字が上がつてきていらないということですね。予算を立ててゼロなんということは、よほどどうかしておると思うのですよ。運営をやるに当たつて。そして、たまたま借りたけれどもむずかしかったとか、利用方法が悪かったとか、いろいろな理由があると思うのですけれども、ゼロだということで、五十二年度

種学校、訓練機関等に委託いたしまして、米軍の施設の外で訓練をいたしますというふうな内容であります。これにつきましては、五十一年度の実績で申しますと、自動車の運転、電気工事士の資格試験を受けるための勉強、和文タイプ等四十種目にわたりまして実施しております。合計約二千名の従業員が受講している実績がござります。

はもじろん人手離れておる。あるいは外で仕事が方もあるでしよう。しかし、四十四年以降一万七千八百五十四人、四十七年以降一万三千三百六十四人に比べると、やはり少ない。結局、解雇された人たちのほとんど大部分と言つてもよい人たちは再就職が困難だということを示しておると私は思うわけであります。だから、沖縄県の先ほどから言われておる非常に深刻な失業状態をつくり出しえる一つの大きな原因というのは、やはり駐留軍労働者からの大量解雇にあることは、これは大

○草川委員 特に、いまのことばは私、具体的にやつていただきたいわけでございますが、やはり上滑りの政策だと、なかなかうまくいかないというので、債務保証制度というのがあるのですけれども、この保証制度は、融資のあっせんをして——融資のあっせんというよりも、失業者の方々が自立を

も五十三年度も同じような形で予算を立てられておるということは、私はこれは基本的にどこかで熱心さがないと言わざるを得ぬと思うのです。真剣に自営で立ち上がりたいという人はいると思うのです。特に最近、沖縄の場合は外食産業といふものもかなり活発になってきておるわけですか

○住委員長代理 さて、また訓練法全体の改正もあるわけでござりますが、施設の中で時間内で、より充実した訓練が受けられることを希望して、私の質問を終わりたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

臣、明らかだと思うわけなんです。  
そこで、もう一つ数字を挙げたいわけなんです。  
けれども、職安の窓口における求職倍率を見てみると  
ますと、五十二年の一月から五十二年の十一月まで  
での平均が求職倍率が十・八、すなわち求人一人  
に対して求職者が十・八人あるということ。それ

して、ひとつ仕事をやりたい、何か商売をやりたいという場合に債務保証制度というのがある。私はこれは非常にいいことだと思うのです。だけれども余り成績が芳しくない、こういうことですけれども

ら、いろいろとそういう方々にも親切な配慮をするということだが、私は沖縄の現状を少しでも解決することになると思うのです。

(住委員長代理退席、委員長着席)  
○浦井委員 沖縄の駐留軍離職者に雇用をして雇用問題についてお尋ねをしたいと思うわけですが、すでに労働省でも御存じのように、沖縄県のよう

で、この期間の有効求職者数が一万七千百七十六人、この中で駐留軍の解雇者が五千二百七十四人、そういう数字ですね。だから、結局有効求職者数の中で三〇・七%、約三割の方が駐留軍からの解

○細野政府委員　債務保証制度はございますが、なかなかご利用が芳しくないというのは御指摘のか。御答弁願いたいと思うのです。

後になりますけれども、事前の職業訓練の問題について施設庁にお伺いをしますが、在職者の職業訓練というものが実際に、いまの構内というのですか、基地の中で行われるのかどうか、お聞かせ

駐留軍労働者は、四十七年の本土復帰當時が約一万人であった。それが五十二年十一月末現在が八千三百六人、四割ぐらいに減つておるわけです。そうですね。それで、この解雇された人員を見て

おりでございます。  
この中身は、自営業を始めようという方に対し  
まして、最高四百万円を限度としまして債務の弁  
済を保証しよう、こういう制度でございます。し  
かし、これがなかなか利用されておりません原因  
は、やはり金融機関にも、この制度がよく周知さ  
れておりませんことと、それから、もう一つは関  
係離職者にもまた十分知られていないという双方  
の面があるかと考えられますので、今後、金融機  
関に対しましては雇用促進事業団から、それから

○菊池政府委員　先生御指摘の職業訓練でございまして、駐留軍従業員のいわゆる離職を余儀なくされの場合を想定いたしまして、事前に在職中に訓練を行うということでござります。これは米軍の施設の中におきまして、米軍から訓練に要する設備、器具等を無償で貸与を受けまして、当該訓練種目に関連しております技術者なり、技能、知識を有する技能者を講師に招きまして訓練を行つ

みますと 四十四年以降で累積一万七千八百五十四人、それから四十七年以降では累積人員が一万千三百六十四人、これは沖縄県の資料によるわけであります。まことに、この解雇された労働者に対する再就職が援助されてきたということであるわけなんですねけれども、そこで、まず数字を聞いてお聞きしたいのですが、四十七年以降に駐留軍を解雇されて再就職をした労働者が何人おるのか、ひとつお知らせ願いたい。

見えるというたてまえにはなっておるけれどもやはり一番大きな問題は、これはこの支給期限が切れる前、あるいは切れた後、安定した職業につくというのが、やはり行政の側から見て一番重要な問題だと思うわけであります。

だから、ひとつ大臣に最初にお聞きをしたいわけでありますけれども、大臣もよく御承知のように、離職者は非常に高齢者が多いわけです。それから、先ほどから言われておるよう沖縄県のいろいろな特別な産業の状況もある。だから再就職

を確保するためには、いまのような離職者対策ももちろん必要でありますけれども、同時に県全体の雇用対策をもつと大きく見直して、しかも、きめ細かくやっていくべきではないか。このように私は思うわけ強化すべきではないか。このように私は思うわけありますけれども、ひとつ藤井大臣の御所見をお伺いをしたいと思うわけです。

○藤井国務大臣 沖縄が大変、雇用情勢が厳しいということ、そして、特に駐留軍関係の離職者が三割以上を占めているという、まさにそのとおりと認識をしておるわけでございまして、そういう面で現在、駐留軍関係離職者の対策としては、中央において協議会を設け、地方は地方で対策協議会を設けておるわけでございますが、そういう機関の横の連絡を密にしながら、同時にこの就職促進手当の支給ということと同時に雇用奨励金制度を活用するということも当然でございますが、それともう一つ、ことし五十三年度から新しい雇用政策として、中高年齢者、特にこの駐留軍離職者関係には、御指摘のごとく中高年齢者が多いわけですが、この離職者の雇用促進のために、これを受け入れる事業主に対して助成をする、こういった制度を新設をするわけでございまして、これは中小企業の事業主が受け入れた場合には、それが払う賃金の三分の二は国が援助をする、こういうことによつて雇用の拡大を、民間の活力を利用して図つていこう、こういうことがあります。

同時に、やはり私は、沖縄の雇用問題はなかなかそう短時日では解決できませんけれども、何かして沖縄の特性を生かしたような産業を興していくということ、これがます基本的な方向でございまして、それと同時に最近、沖縄は観光の方へ相当産業が伸びておるわけでございまして、海の整備をしていきたい、このように思うわけでござ博を契機にして第三次産業としての観光開発、

○浦井委員 五十三年度から、受け入れた事業主に対して助成を新設した、これはひとつ成功を私もこいねがうわけですが、しかし、あとは特性を生かした産業とか観光開発ということです。これははしかし、沖縄県民が聞かれると、ちょっとぐあいが悪いですよね、それだけでは。やはり先ほど私が申し上げたように非常に失業率も高いわけでありますし、特に米軍基地がある。その関係で特別な事情にあるわけでありますから、労働大臣として観光開発しか言えないということではぐあいが悪いのではないかというふうに私は思うわけです。

そこで、やはり緊急の問題として各論的に私は申し上げたいわけなんですねけれども、労働省は五十一年の五月の十四日に沖特法、沖縄振興開発特別措置法の第三十八条の規定に基づいて、沖縄県の労働者の職業の安定のための計画というのを定めておられる。その三十八条を見ると、その中には「就業の機会の増大を図るための事業の実施」ということを、これも行うことができるというふうになつておるわけでありますけれども、ところが労働省の計画の中には、故意か偶然か事業の実施という形で明記はされておらない。一体それはなぜなのかな。それから事実、労働省の計画のとおり、いまに至るまで事業の実施はやられておらない。これは一体なぜなのか、この点についてお聞きをしたいと思う。

○浦井委員 吸収率制度については、これから私お聞きしようと思つておったわけなんですけれども、これは非常に迂遠であるし、また非常に効果も薄くて、しかも実態がよくわからないというような状況が、いまから私、質問していく中で大臣もおわかりになつていただけるだろうと思うわけなんです。それ以外に事業はつくらない、やはり基本的には新しい産業を興さなければならぬ。大臣、別にひつかかるわけではないですけれども、一体どんな産業を興されようと思つていますか。

○藤井国務大臣 なかなか、これはむずかしい問題で、沖縄のあの地域の経済的、産業的いろいろな諸条件を考えますと、そう簡単に道が開けるとは私は思つておりません。たしかに、ほかにより合理的な、よりいい方法があるかというと、なかなかわれわれの知恵では開発ができないということがございまして、一応沖縄のたどつてきた、きょう今日の道すがらを回顧し展望するなら、やはり第三次産業、こういった方面、あるいはまた他の産業においても、これから伸びる付加価値の高い産業で、あそこに芽生え得るようなものを、いろいろわれわれも情報として伝えていく、情報として、われわれも職業安定所を通じて地域の住民の方々、離職者の方々によくアドバイスをする。これは要するところ、沖縄開発振興のための役所もてきておるわけでありますから、そういうたる関係省庁との密接な連絡を保ちながら、労働省としてもできるだけの努力をしていく。特に最近の厳しい雇用情勢において、なおさら、われわれは力を入れなければならぬ、このように思つておるわけであります。

○細野政府委員 御指摘のように、沖縄の雇用情勢、容易じやないわけでござりますが、しかし最近たとえば昨年の夏ごろは七・九%，約八%近くまでいっておりました失業率が、最近におきまして五%台にまで落ちてきておる。その理由の一つとしては、公共事業への就労が促進されていること、あるいは製糖関係、サトウキビ関係その他の、従来外国人労働力に頼つたところに対する就労関係が進んできたこと、それから先ほど大臣からお話をございましたけれども、第三次産業への就労がやへんでおるというふうな、いろいろな原因があるわけでございますが、御存じのように、今後におきましても公共事業の拡大が予定されておるわけでございますから、したがいまして、私もどもとしては吸収率制度を活用しまして、なかなか県外へ出られない方については当面の問題として公共事業への吸収を一層進めでまいりたいということ。それから先ほど、これもお話をございましたけれども、助成金制度を活用しまして民間雇用の機会をふやしていく。それから若い方を中心に、動ける方については本土への就職を進めていく。若い方については御存じのように求人が求職を上回るというふうな状況すらあるわけでございまして、そういう意味で今後の状況としては、先ほど申しましたような三つの方向というものを並行的に進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○浦井委員 事業をなぜ実施しないのかといふことについてのお答えが大臣からも職安局長からもなかつたわけでありますか、どうですか。

○細野政府委員 結局たとえは公共事業への、就労が促進されるということであれば、一時的な就労の道というものを希望しておられる方に対する希望には、それでこたえ得るわけでございますか。

いかということと、もう一つは直接的に就労者を就労させることに重点を置いていた事業というものについては、従来の経験から見ましても、かえって就労者が滞留をして、民間への再就職というものにつながらないという、そういう過去の経験もございますので、先ほど申し上げております

ように、三つの方向で対処してまいりたいというふうに考えておるわけでござります。

○浦井委員 あえて事業の実施をやらない理由は、就労者が滞留をしたり、大臣先ほど言われた公共事業と重複してくるというような話でありますけれども、そつすると、大臣や局長の推奨しておられる吸収率制度、これは沖特法三十九条に基づくわけでありますが、この公共事業への失業者の吸収は一体、具体的にどうなつておるわけですか。

○細見政府委員 お尋ねのございましたように、

沖縄県の雇用・失業情勢の現状にかんがみまして、沖縄県の労働商工部においては、從来から失業者の公共事業への就労について、ただいまお話をございました沖縄振興開発特別措置法に基づきます失業者吸収率制度を活用して、その促進に努めてきたところでございまして、まず吸収率制度の前提になります事業に関する施行通知書の提出件数も、昨年度の五百七十件に対しまして、本年度は、本年一月現在で七百六十一件、二月現在で八百四十四件と、逐次施行通知書の提出件数も増加をいたしております。

次に吸収人員につきましては、五十一年度の安定紹介によります吸収人員が千八百三十四人、それから本年二月までの同じく安定所を経由いたします吸収人員が千五百三十一人となつております。ただ、お聞かいただいておりますと、千八百三十四人と千五百三十一人で、本年になりまして減少いたしておりますけれども、事業全体の吸収人員は、昨年が四千二百一人、ことしが五千三百四十九人でございまして、ただいまのような差が出ましたのは、施工業者のいわゆる手持ち労働者の数が、昨年は二千三百六十七人に対しましてこ

としは三千七百六人と、手持ちの労働者の増加のために、安定所紹介によります吸収人員が昨年より若干減少しておるわけでござります。

○浦井委員 その辺、大臣よく考えてください。公共事業ということになると手持ちの労働者がおる。そこに、さらにはまた失業者を吸収するという事になると、やはり効率が悪いといいますか、だからこういうかつこうで、ことしの方が吸収人員が減つておる、こうすることになるわけなんですか。

○細見政府委員 開発庁来ておられますか。開発庁にちょっとお尋ねしたいのですけれども、五十一年度と五十二年度、それから五十三年度予定の沖縄県内の公共事業への投資はどれくらいなんですか。

○中沢説明員 当初予算ベースで申し上げますが、五十一年度は七百九十九億五千六百万円でござります。五十二年度は九百九十六億四千百万円、五十三年度予算は千三百五十四億九千万円を予定いたします。

○浦井委員 かなりの資金量が公共事業という形で流れています。

そこで、もう一つ開発庁にお聞きしたいのですけれども、その沖特法三十九条による失業者吸収率制度の届け出の対象となる件数は一体どれくらいなんですか。

○関説明員 お答えいたします。

開発庁から発注いたしました事業につきましては、発注請負業者が県の職安担当の部局に報告をすることになつておりますので、その県の職安担当の部局で、それぞれの業者から報告を得てまとめているといふやうに聞いておりまして、報告の件数については私ども的確にお答えできない状態でござります。

○浦井委員 大臣お聞きになつたように、どのくらい効果があるのかという一つの目安になる件数も、はつきり開発庁でもわからぬ。だから大臣は吸収率制度を推進していきたいということでありますけれども、それがどういう効果があるのか

の資金が投入をされておる。しかし一方では吸収人員が五十二年の二月で千五百三十一人ですか、そういうことでありますから、これはこの数字が多いのか少ないのかともわからぬ。恐らく私は少ないだろうと思う。吸収人員が少ないだろ

うと思う。大臣が推進されるものならば、もつとたくさんの失業者を公共事業によって吸収できるはずであるのに、やれない。やはりネットがあるのではないかというふうに私は思はざるを得ないわけであります。そのためには、提案でありますけれども、やはりいまの話でも大臣おわかりのように、公共事業の場合に施工業者が任意に届け出る、こういうことになつておるわけですね。だからやはり任意といふところに私は問題があるだろ

うと思う。それで労働省としても昨年暮れにできた離職者対策法によつても、失業多発地域への公共事業の重点的発注と失業者吸収を図るということを非常に大きな柱にしておられるわけですから、ひとつ、一つは公共事業の施工業者の職安への届け出について、緊急失効法の二十条でちゃんと届け出義務があるわけですから、これをこの際に義務づける。この吸収率制度の中の届け出でなしに義務づけるというようなかつこうに変えるわけにいかぬのですか。

○細見政府委員 ただいま先生から施行通知書の提出の義務化の問題がございましたけれども、現在も先生御承知のように、沖縄振興開発特別措置法の三十九条の四項におきまして「前三項に定めるもののほか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に関し必要な事項は、労働省令で定める」ということになつております。これを受けまして沖縄振興開発特別措置法に基づく就職促進手当の支給等に関する省令の第一条におきまして「当該事業に使用すべき労働者の数を、職種別に、主たる事業実施の地域を管轄する公共職業安定所に通知するものとする」と書いてござりますので、私どもいたしましては、現在も、この規定をもつて施工業者に對して通知書の提出を義務づけたものであると解しております。

○浦井委員 これはなかなか重大な問題ですか

○浦井委員 しかし、その省令でいけば、やはり任意の届け出にならぬのですか。やはりもつと強いたとえば緊急失効法の二十条にあるような、そういうことありますから、これはこの数字が

い、たとえば緊急失効法の二十条にあるような、そういうきらんとした罰則といいますか、罰則を伴うところの義務化をやはりすべきではないか、私はそう思うわけです。それが一つ。

それから、そこまでいかなくても、やはりもつと届け出がちゃんと励行しておれば、もつと件数もふえるし、あるいは吸収人員もふえるというような統計の数字が出るかもわからぬ。現実には少ないわけだから。だから、やはり何らかのかつこうで一つの強制力を働かして、そして届け出をしない業者に対しては、発注の強く言えば中止を指導するとか、そういうひとつ強力な行政措置を講じて、大臣の推奨されるこの吸収率制度がより効果的になるよう、ひとつやれぬのですか。

○細野政府委員 御指摘のように現在、施行通知書の提出の義務は業者に義務づけられておるわけではありません。これがなぜ履行されないかといふと、一つの大きな原因是、その施行通知書が出されると、現実にそこへ行く求職者が安定所の窓口にいな場合には、その通知書の提出というものは全く無意味になるわけです。そういう意味で、安定所の窓口で現実に公共事業等へ就労することを熱心に希望する求職者がおられるかどうかといふことが、逆に言いますと、そこの安定所が施行通知書の提出を非常に熱心に法律の義務とおり督励しているかどうかということに逆にあらわれているというのが現状でございまして、そういう意味で御指摘の点、確かにございますので、私どもも今後一層、事業主体とも連絡をとり、そのため安定所を中心に行なうべきである各市町村との連携のための対策会議等も設けることにいたしておられますので、その場を通じて施行通知書等の提出の督励をいたし、一層その吸収の効果を上げてまいりたいというふうに考えておるわけであります。

○浦井委員 これはなかなか重大な問題ですか

はりネットがある。局長の言われたようなネット以外にも、やはりあるのではないかという感じはするわけですが、最後にもう一つの問題、これは中高年法です。中高年雇用促進法の第三章の手帳発給等の章と、それから特定地域開発就労事業、特開事業、これは第二十一条、第二十二条、これが沖縄の場合には適用除外になつておるわけなんです。特定地域開発就労事業は、労働者はもちろんよく御承知だと思うのですが、産廃地であるとか、あるいは高知県の中村というようなところで実施をされておる。沖縄の場合には本土以上に企業が深刻化しておるわけだから、やはり適用除外にしておくのはおかしいのではないか。先ほどから申し上げておるよう、沖特法の三十八条がある限りは、やはりこれに依拠して本土同様に就労事業を何らかのかつこうで、特開というかつこうでもよろしいし、私が初め申し上げた労働省の計画に抜けておる事業の実施、そういうよつた形で、就労者が滞留するというような偏見、先入観を解きほぐしていただき、もう一遍、新しい気分でこういう方法を見直してもらおうわけにいかぬかいなどいうふうに私は大臣に思つたわけです。

ついでに、ちょっと申し上げておきますけれども、中高年法の制定のとき、これは参議院でありますけれども、国会の附帯決議の中でも、「施政権返還後の沖縄に対する本法の適用については、沖縄の特殊事情をも配慮しつつ、中高年齢者等の雇用及び福祉につき遺憾なきを期すること。」ということになつておるわけありますから、こういう深刻な事態になつておる場合、いわば行政としてもなりふり構わず、いろいろなことをやつてみると、どうな考え方と意気込みが必要ではないか、私はそう思うわけなんですねけれども、ひとつ大臣のお答えを聞いておきたいと思う。

○藤井国務大臣 非常に雇用情勢が厳しい。わけても沖縄においてなおさらでございまして、そういう深刻な事態を踏まえて積極的な雇用対策、求人開拓をやれという御提案に対しても全く私もそのように努力しなければならぬと思います。し

たがいまして、今度われわれとしては、やはり地域に密着した職業開拓という面において地方自治体と密接な連絡を持つて職業安定所が市町村と中高年法です。中高年雇用促進法の第三章の手帳発給等の章と、それから特定地域開発就労事業、特開事業、これは第二十一条、第二十二条、これが沖縄の場合には適用除外になつておるわけなんです。特定地域開発就労事業は、労働者はもちろんよく御承知だと思うのですが、産廃地であるとか、あるいは高知県の中村というようなところで実施をされておる。沖縄の場合には本土以上に企業が深刻化しておるわけだから、やはり適用除外にしておくのはおかしいのではないか。先ほどから申し上げておるよう、沖特法の三十八条がある限りは、やはりこれに依拠して本土同様に就労事業を何らかのかつこうで、特開というかつこうでもよろしいし、私が初め申し上げた労働省の計画に抜けておる事業の実施、そういうよつた形で、就労者が滞留するというような偏見、先入観を解きほぐしていただき、もう一遍、新しい気分でこういう方法を見直してもらおうわけにいかぬかいなどいうふうに私は大臣に思つたわけです。

ついでに、ちょっと申し上げておきますけれども、中高年法の制定のとき、これは参議院でありますけれども、国会の附帯決議の中でも、「施政権返還後の沖縄に対する本法の適用については、沖縄の特殊事情をも配慮しつつ、中高年齢者等の雇用及び福祉につき遺憾なきを期すること。」と

たとえば公共事業への雇用率制度、こういったものもひとつ嚴重に受け入れ側の事業、建設業者も、同時にまたこれに就労を求める人も、制度があつても就労する人がしり込みしたのでは困りますから、本当にこの趣旨をよく徹底する。こういったことをやはり就労する人、使う側、同時にまた、これをあつせんする側あるいは公共団体、こういった者が一体となって積極的な雇用対策を進めなければならぬ。御説のとおりに考えておるわけございます。

○浦井委員 これまで終わりたいと思うのですけれども、大臣を要望しておきたいのですが、やはりこういう深刻なときには国が財政的な援助をして、そして自治体が責任を持って失業者を吸収していく。これは国際的にも、たとえば第一次世界大戦の前バレンであるとか、あるいは第二次世界大戦の前ルーズベルトのニューディール政策であるとか、かなりの効果を上げておるわけなんで、やはり現在ある失対事業といふものの見直しということで、ひとつの新しい就労事業を起こしていくといふふうに私は大臣に思つたわけです。

昭和四十年に、当時深刻となつていた技能労働者不足に對処するため全面的に改正されて現在に至つており、この間、技能労働者の養成及び技能検定を通じて、労働者の職業の安定と産業の振興に努めてきたのであります。

しかししながら、最近における職業訓練を取り巻く社会経済情勢は、昭和四十年代前半とは著しく変容しており、職業訓練制度は、雇用情勢及び産業構成割合の変化等に対応した新たな役割を果たすことが求められるようになつております。

すなわち、職業訓練は、労働者の職業生涯の各段階において適時適切に行われる事が一層重要な役割を果たすことがあります。

第一に、職業訓練施設について、現行職業訓練法による専修職業訓練校及び高等職業訓練校の区分をやめ、ともに職業訓練校として名称を統一し、その質的向上を図るほか、職業訓練施設のそれぞれの役割り及び設置主体の分担を整備いたしております。また、現在雇用促進事業團が設置している高等職業訓練校については、関係地域の事情を考慮しつつ、技能開発センターまたは職業訓練短大学校へ転換させることにより、離転職者及び中高年齢者に対する職業訓練の拡充並びに今後必要となる高度の技能労働者の養成のための施設の整備を図ることをいたしております。

○木野委員長 次に、職業訓練法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聽取いたしました。

#### 職業訓練法の一部を改正する法律案 (本号末尾に掲載)

たがいまして、今度われわれとしては、やはり地域に密着した職業開拓という面において地方自治体と密接な連絡を持つて職業安定所が市町村と中高年法です。中高年雇用促進法の第三章の手帳発給等の章と、それから特定地域開発就労事業、特開事業、これは第二十一条、第二十二条、これが沖縄の場合には適用除外になつておるわけなんです。特定地域開発就労事業は、労働者はもちろんよく御承知だと思うのですが、産廃地であるとか、あるいは高知県の中村というようなところで実施をされておる。沖縄の場合には本土以上に企業が深刻化しておるわけだから、やはり適用除外にしておくのはおかしいのではないか。先ほどから申し上げておるよう、沖特法の三十八条がある限りは、やはりこれに依拠して本土同様に就労事業を何らかのかつこうで、特開というかつこうでもよろしいし、私が初め申し上げた労働省の計画に抜けておる事業の実施、そういうよつた形で、就労者が滞留するというような偏見、先入観を解きほぐしていただき、もう一遍、新しい気分でこういう方法を見直してもらおうわけにいかぬかいなどいうふうに私は大臣に思つたわけです。

ついでに、ちょっと申し上げておきますけれども、中高年法の制定のとき、これは参議院でありますけれども、国会の附帯決議の中でも、「施政権返還後の沖縄に対する本法の適用については、沖縄の特殊事情をも配慮しつつ、中高年齢者等の雇用及び福祉につき遺憾なきを期すること。」と

たとえば公共事業への雇用率制度、こういったものもひとつ嚴重に受け入れ側の事業、建設業者も、同時にまたこれに就労を求める人も、制度があつても就労する人がしり込みしたのでは困りますから、本当にこの趣旨をよく徹底する。こういったことをやはり就労する人、使う側、同時にまた、これをあつせんする側あるいは公共団体、こういった者が一体となって積極的な雇用対策を進めなければならぬ。御説のとおりに考えておるわけございます。

○浦井委員 これまで終わりたいと思うのですけれども、大臣を要望しておきたいのですが、やはりこういう深刻なときには国が財政的な援助をして、そして自治体が責任を持って失業者を吸収していく。これは国際的にも、たとえば第一次世界大戦の前バレンであるとか、あるいは第二次世界大戦の前ルーズベルトのニューディール政策であるとか、かなりの効果を上げておるわけなんで、やはり現在ある失対事業といふものの見直しということで、ひとつの新しい就労事業を起こしていくといふふうに私は大臣に思つたわけです。

昭和四十年に、当時深刻となつていた技能労働者不足に對処するため全面的に改正されて現在に至つており、この間、技能労働者の養成及び技能�定を通じて、労働者の職業の安定と産業の振興に努めてきたのであります。

しかししながら、最近における職業訓練を取り巻く社会経済情勢は、昭和四十年代前半とは著しく変容しており、職業訓練制度は、雇用情勢及び産業構成割合の変化等に対応した新たな役割を果たすことが求められるようになつております。

すなわち、職業訓練は、労働者の職業生涯の各段階において適時適切に行われる事が一層重要な役割を果たすことがあります。

第一に、職業訓練施設について、現行職業訓練法による専修職業訓練校及び高等職業訓練校の区分をやめ、ともに職業訓練校として名称を統一し、その質的向上を図るほか、職業訓練施設のそれぞれの役割り及び設置主体の分担を整備いたしております。また、現在雇用促進事業團が設置している高等職業訓練校については、関係地域の事情を考慮しつつ、技能開発センターまたは職業訓練短大学校へ転換させることにより、離転職者及び中高年齢者に対する職業訓練の拡充並びに今後必要となる高度の技能労働者の養成のための施設の整備を図ることをいたしております。









において準用する第四十八条を「又は第九十条第二項に改め、同条中第七号を削り、第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げる。」の次に次の二号を加える。

三 第七十七条の五第一項(第九十四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、同項に規定する書類を備えて置かないとき。

第一百七条各号列記以外の部分中、「連合会又は中央会の発起人、役員」を「役員」に、「一千万円」を「五万円」に改め、同条第一号中「又は第四十六条」を削り、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第一号中「第六十一条において準用する場合を含む。」を削り、同条第三号中「第六十一条において準用する場合を含む。」を削り、「又は第六十一条」を削り、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第五号中「又は第六十一条及び若しくは労働大臣」を削り、同条第六号及び第七号中「又は第六十一条」を削り、同条第八号から第十号までを削り、同条第十一号中「事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は」を削り、同条第十八号を削り、「第十四条第二項、第二十七条第四項」に改め、「第四十四条第二項」を削り、「五千円」を「三万円」に改める。

(施行期日)  
附 則  
第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。ただし、第二十四条、第三十二条、第四十四条から第六十一条まで、第六十四条、第六十七条第六十九条、第七十条、第七十一条及び第七十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七十七条の次に五条を加える改正規定、第八十条、第八十四条から第八十六条まで、第八十七条、第八十九条、第九十条及び第九十二条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第九十三条の次に一条を加える改正規定、第九十四条、第一百三条、第一百四条、第一百六条及び第一百七条の改正規定並びに第百八条

の改正規定(「第二十二条」を「第十四条第二項、第二十七条第四項」に改める部分を除く。)並びに次条第二項、附則第十条第二項及び第二十条から第二十三条までの規定並びに附則第二十四条の規定(「名称の使用制限に関する経過措置」)は、昭和五十四年四月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に職業訓練校という文字を用いているものについては、改正後の職業訓練法(以下「新法」といふ。)第十四条第二項の規定は、この法律の施行

百六十二条第十条の二第三号の改正規定を除く。)は、昭和五十四年四月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に職業訓練校といふ文字を用いているものについては、改正後の職業訓練法(以下「新法」といふ。)第十四条第二項の規定は、この法律の施行

百六十二条第十条の二第三号の改正規定を除く。)は、昭和五十四年四月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に職業訓練法人連合会及び職業訓練法

の規定により存する職業訓練法人連合会並びに都道府県技能検定協会(これらの法人であつて、清算中のもの)については、旧法は、法人に関する改正規定の施行後も、なおその効力を有する。

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に中央職業能力開発協会又は都道府県名を冠した職業能力開発協会といふ文字を用いているものについては、新法第六十七条第二項の改正規定及び同法第八十七条第二項の改正規定の施行の際現

二 職業訓練法第六十七条第二項の改正規定及び同法第八十七条第二項の改正規定の施行の際現

三 公共職業訓練施設に関する経過措置

第三条 この法律の施行の際現に改正前の職業訓練法(以下「旧法」とい。)第十五条第二項又は第十九条第一項の規定により都道府県又は市町村が設置している専修職業訓練校及び高等職業訓練校は、新法第十四条第一項第一号に掲げる職業訓練校となるものとする。

二 この法律の施行の際現に旧法第十八条第二項の規定によりされている委託は、新法第十五条第五項の規定により都道府県にされている委託とな

る。ただし書(旧法第八十六条において準用する場合を含む。)の規定による議決の例による。

三 中央職業能力開発協会の発起人は、第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、労働大臣に申請してその認可を受けなければならぬ。

四 前項の認可があつたときは、職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の一切の権利及び義務を認可の申請その他の都道府県職業能力開発協会の設立に必要な行為をすることができる。

(職業訓練法人連合会等に関する経過措置)

第五条 職業訓練法第四十四条から第六十一条までの改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定及び同法第八十七条第一項の改正規定(以下「法人に関する改正規定」という。)の施行の際に存する職業訓練法人連合会及び職業訓練法

人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会(これらの法人であつて、清算中のもの)については、旧法は、法人に関する改正規定の施行後も、なおその効力を有する。

第二条 法人に関する改正規定の施行の日から起前項の規定によりなお効力を有することとされた旧法は、同項に規定する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会について、次条第四項に規定する解散等によるその消滅の時に失効するものとする。

第二条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して一年を経過した時に現に存する職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会は、旧法第五十七条第一項又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第二条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に

一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第二条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して三年を経過する日までの間に

一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第二条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して四年を経過する日までの間に

一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第二条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間に

一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第二条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に

一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第二条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して七年を経過する日までの間に

一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第二条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して八年を経過する日までの間に

一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第二条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して九年を経過する日までの間に

一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第二条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して十年を経過する日までの間に

一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

務は、中央職業能力開発協会の成立の時において中央職業能力開発協会に承継されるものとし、職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、旧法及び他の法令の規定中法

人解散及び清算に関する規定は、適用しない。

第六条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して一年を経過した時に現に存する職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会は、旧法第五十七条第一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第六条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して二年を経過した日に

一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第六条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して三年を経過した日に

一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第六条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して四年を経過した日に

一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第六条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して五年を経過した日に

一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第六条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して六年を経過した日に

一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第六条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して七年を経過した日に

一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第六条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して八年を経過した日に

一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第六条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して九年を経過した日に

一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第六条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して十年を経過した日に

一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第六条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して十一年を経過した日に

一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。



(国有財産特別措置法の一部改正)

第十八条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ト中「第十五条又は第十九条の規定により設置される専修職業訓練校、高等職業訓練校」を「第十五条第二項又は第三項の規定により設置される職業訓練校並びに同

項の規定により設置される」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第十九条 地方財政法(昭和二十三年法律第一百九号)の一部を次のように改正する。

第十条第九号中「専修職業訓練校」を「職業訓練校」に改める。

(所得税法の一部改正)

第二十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中

中央技能検定協会	職業訓練法人	職業訓練法
中央漁業信用基金	中小漁業融資保証法	を
職業訓練法人中央会	職業訓練法人連合会	職業訓練法
職業訓練法人	職業訓練法	を
中央漁業信用基金	中小漁業融資保証	職業訓練法人
中央職業能力開発協会	職業訓練法	職業訓練法

に改め、都道府県技能検定協会の項を次のように改める。

(法人税法の一改正)

第二十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改める。

職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)

別表第二第一号の表中

都道府県職業能力開発協会	職業訓練法人	職業訓練法
職業訓練法人中央会	職業訓練法人連合会	職業訓練法
職業訓練法	職業訓練法	を
中央職業能力開発協会	職業訓練法	職業訓練法

に改め、都道府県技能�定協会の項を次のように改める。

中央技能検定協会	職業訓練法人	職業訓練法
中央漁業信用基金	中小漁業融資保証法	を
職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)	職業訓練法	に
中央職業能力開発協会	職業訓練法	職業訓練法

に改め、都道府県技能�定協会の項を次のように改める。

資保証法

に改め、都道府県技能�定協会の項を次のように改める。

理 由

最近における雇用及び産業の動向、年齢、学歴及び職業別の就業者の構成割合の変化等に対応

し、職業を転換しようとする労働者等に対してもう公共職業訓練の実施体制の明確化、事業主等の行う多様な職業訓練の振興並びに職業訓練及び技能検定の推進を目的とする団体の育成を図るため、所要の措置を講ずることにより、労働者の職業生活の全期間を通して行われるべき職業訓練及び技能検定に関する制度を確立する必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

都道府県職業能力開発協会 職業訓練法

職業訓練法

（地方税法の一部改正）

第二十二条 地方税法の一部を次のように改める。

第七十二条の五第一項第一号中「職業訓練法

人連合会若しくは職業訓練法人中央会」を「中央技能

職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協

会」に改め、同項第二十三号中「中央技能

検定協会又は都道府県技能検定協会」を「中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協

会」に改める。

第七十三条の四第一項第三号中「職業訓練法

人連合会若しくは職業訓練法人中央会」を「中央技能

職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協

会」に改め、「規定する」の下に「技能検定に関する」を加える。

（所得税法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条 附則第五条第一項に規定する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会については、附則第二十条から前条までの規定による改正後の所得税法、法人税法及び地方税法の規定にかかるらず、なお従前の例による。

（労働省設置法の一部改正）

第二十四条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第四十八号中「職業訓練法人中央会及び中央技能検定協会」を「中央職業能力開発協会」に、「行なう」を行なうに改める。

第十条の二第三号中「免許」を「訓練及び免許」に改め、同条第五号中「職業訓練法人中央会及び中央技能検定協会」を「中央職業能力開発協会」に改める。